

# 平成 20 年度市政モニター 第 1 回アンケート結果

テーマ1 「ご存知ですか？消費者センター」

生活安全部暮らしの安全安心課  
(消費者センター)

テーマ2 「保育園の入所選考基準について」

こども家庭部子育て支援課

八王子市総合政策部広聴広報室

# 目 次

〈市政モニターの属性〉	1
-------------	---

## 【テーマ1 ご存知ですか？消費者センター】

問1 .	消費者トラブルにあった際、まずどこへ相談するか	2
問2 .	市消費者センターを知っているか、利用したことがあるか	3
問3 .	消費者トラブルの対応内容を知っているか	4
問4 .	市消費者センターはどのような場所にあるのが望ましいか	5
問5 .	市消費者センターの相談日や相談時間帯について	6
問6 .	消費生活に関する講座等について	7
問7 .	どのような分野の消費生活講座に参加したいと思うか	8
問8 .	市消費者センターにはどのようなサービスの充実を期待するか	9
問9 .	今後どのような消費者問題に取り組むことを期待するか	10
問10 .	消費者センターについての御意見・御要望（自由記入）	11

## 【テーマ2 保育園の入所選考基準について】

問1 .	子育てのために保育園を利用したことがあるか	23
問2 .	入所できる就労要件の最低ラインについて	24
問3 .	産後休暇明けの予約制のあり方について	26
問4 .	父親が就労困難になった場合の入所選考について	29
問5 .	障害児受け入れの入所選考について	30
問6 .	在園児がいる場合の入所選考について	31
問7 .	在園児がいる場合の入所選考について（自由記入）	32
問8 .	保育園の入所選考基準について（自由記入）	42
資料		56

## 市政モニターの属性

(太枠内は今回の回収数)

		一般		Eメール		合計	
全 体		45	44	55	53	100	97
性 別	男 性	19	18	25	24	44	42
	女 性	26	26	30	29	56	55
年 代	10歳代	0	0	0	0	0	0
	20歳代	6	6	5	5	11	11
	30歳代	8	8	14	13	22	21
	40歳代	6	6	11	10	17	16
	50歳代	8	8	7	7	15	15
	60歳代	9	8	14	14	23	22
	70歳代	6	6	4	4	10	10
	80歳代	2	2	0	0	2	2
地 区	中 央 (本庁地区)	8	8	11	11	19	19
	西南部 (浅川・横山・館地区)	9	9	12	10	21	19
	東 部 (由木・由木東・南大沢地区)	10	10	11	11	21	21
	西 部 (元八王子・恩方・川口地区)	7	6	4	4	11	10
	東南部 (由井・北野地区)	8	8	12	12	20	20
	北 部 (加住・石川地区)	3	3	5	5	8	8

アンケート実施期間：平成20年6月10日から平成20年6月25日まで

回収率：97.0%

回答は各質問の回答者数(n)を基数とした百分率(%)で表示した。(百分率は、小数点以下第2位を四捨五入して算出してあるため、合計が100%にならない場合がある。また、複数回答の場合は、回答比率の合計が100%を超える場合がある。)

## 平成20年度 第1回アンケート

### テーマ1 ご存知ですか？消費者センター

生活安全部暮らしの安全安心課  
(消費者センター)

消費者センターでは、商品・サービス・訪問販売などの消費生活に関する相談を受け付け、解決に向けた支援を行うとともに、消費生活における教育や情報の提供を行っています。

このアンケートでは、市政モニターの皆様に対し、消費者トラブルに関する意識や行動、市消費者センターの認知度、今後の施策の展開についての意向を伺うことで、市消費者センター運営の充実を図るための参考にさせていただきます。

問1. 購入した商品に欠陥が見つかったり、悪質商法などの消費者トラブルにあった際、あなたはまずどこへ相談しますか。( は1つだけ)

	(n=97)	(n=53)	(n=44)
	合計(%)	メ-ル(%)	一般(%)
消費者センターへ相談する	40.2	49.1	29.5
市役所(市民相談)へ相談する	25.8	18.9	34.1
家族や友人へ相談する	7.2	9.4	4.5
警察へ相談する	6.2	3.8	9.1
本やインターネットで調べ、自分で解決する	5.2	5.7	4.5
我慢する	3.1	1.9	4.5
その他	10.3	11.3	9.1
無回答	2.1	0.0	4.5

消費者トラブルにあった際、まずどこへ相談するか聞いたところ、「消費者センターへ相談する」が4割(40.2%)で最も高く、「市役所(市民相談)へ相談する」が2割半ば(25.8%)で続いた。

【その他】( )内は同一意見数

1. 購入先または製造元に問い合わせる。(2)
2. 購入先(4)
3. 購入品に欠陥があった場合は、まず店に言う。トラブルは経験がないが、あったら警察か消費者センター。
4. 商品の欠如は購入元へ、悪質商法は消費者センターへ相談する。
5. 購入した商品の製造元(苦情窓口または問合わせセンター)、悪質商法などの消費者トラブルにあった場合は市役所の相談窓口相談する。
6. 警察へ連絡して消費者センターへも相談すると思う。
7. 弁護士・メーカーへ、直接問い合わせる。

問2. 市では消費者センターを運営していますが、あなたをご存知ですか。  
また、利用したことがありますか。( )は1つだけ)

	(n=97)	(n=53)	(n=44)
	合計(%)	メ-ル(%)	一般(%)
消費者センターがあるのを知っているが、利用したことはない	44.3	39.6	50.0
消費者センターがあることを知らないし、利用したこともない	39.2	45.3	31.8
消費者センターがあるのを知っており、利用したことがある	15.5	15.1	15.9
無回答	1.0	0.0	2.3

市で消費者センターを運営していることを知っているか、また利用したことがあるか聞いたところ、「消費者センターがあるのを知っているが、利用したことはない」(44.3%)と「消費者センターがあることを知らないし、利用したこともない」(39.2%)を合わせた『利用したことはない』は8割強(83.5%)となっている。

一方、「消費者センターがあるのを知っており、利用したことがある」は1割半ば(15.5%)となっている。

問3 . 市消費者センターでは、専門の資格をもった職員が悪質商法などのさまざまな消費者トラブルに関する相談に電話や面談で応じています。具体的に下記（選択肢の「知らなかった」以外）のような消費者トラブルに対応していますが、あなたはご存知ですか。  
（ はいいくつでも）

	(n=97)	(n=53)	(n=44)
	合計(%)	メール(%)	一般(%)
購入した商品・サービスなどについての意見や苦情等を受け付けている	49.5	50.9	47.7
悪質商法による被害の相談	47.4	43.4	52.3
クーリング・オフが可能かどうか判断する	43.3	37.7	50.0
架空・不当請求の相談	37.1	39.6	34.1
トラブルになった業者との間を斡旋、仲介する	33.0	34.0	31.8
自己解決するための助言や知識の情報提供	32.0	30.2	34.1
クーリング・オフ通知の書き方	24.7	28.3	20.5
多重債務（クレジット・サラ金）相談	17.5	24.5	9.1
知らなかった	38.1	35.8	40.9

市消費者センターで対応している消費者トラブルに関する相談内容を知っているか聞いたところ、「購入した商品・サービスなどについての意見や苦情等を受け付けている」が5割（49.5%）で最も高く、以下、「悪質商法による被害の相談」（47.4%）、「クーリング・オフが可能かどうか判断する」（43.3%）、「架空・不当請求の相談」（37.1%）の順で続いている。また、「知らなかった」は4割弱（38.1%）であった。

問4 . 市消費者センターは、現在、八幡町7-10 安藤物産第2ビル4階にありますが、どのような場所にあるのが望ましいと、あなたは考えますか。  
( ) は1つだけ)

	(n=97)	(n=53)	(n=44)
	合計(%)	メ-ル(%)	一般(%)
駅のそば	30.9	39.6	20.5
市役所本庁舎の中	23.7	22.6	25.0
公共施設の中	16.5	15.1	18.2
民間ショッピングセンターなどの中	10.3	5.7	15.9
現在の場所でよい	8.2	9.4	6.8
駐車場があればどこでもよい	4.1	5.7	2.3
その他(具体的な場所があれば、御記入ください)	6.2	1.9	11.4

市消費者センターはどのような場所にあるのが望ましいか聞いたところ、「駅のそば」が3割(30.9%)で最も高く、以下、「市役所本庁舎の中」(23.7%)、「公共の施設の中」(16.5%)、「民間ショッピングセンターなどの中」(10.3%)の順で続いている。

【その他】( )内は同一意見数

- 1 . 駐車場は必須
- 2 . クリエイトホール(2)
- 3 . クリエイトホールや東急スクエアの上の学園都市センターなど、駅前の市の施設内が便利で行きやすく相談しやすい。
- 4 . クリエイトホール、八王子駅南口に再開発ビルが出来たら再開発ビル内。
- 5 . 八王子駅のそば
- 6 . 複数箇所
- 7 . 市内の各事務所に、小規模でもあればよいと思う。
- 8 . 市民に周知徹底が必要。

問5．市消費者センターは、月～金（午前9時～午後4時まで）に相談を受け付けていますが、相談日や相談時間帯などについて、あなたはどのように考えますか。  
（ は1つだけ）

	(n=97)	(n=53)	(n=44)
	合計(%)	メール(%)	一般(%)
電話相談を土・日にも実施してもらいたい	54.6	58.5	50.0
現状のままでよい	25.8	26.4	25.0
相談時間帯を拡大してもらいたい	8.2	3.8	13.6
その他	11.3	11.3	11.4

市消費者センターの相談日、相談時間帯などについてどのように考えるか聞いたところ、「電話相談を土・日にも実施してもらいたい」が5割半ば（54.6%）で半数を超えた。

【その他】（ ）内は同一意見数

- 1． 相談時間帯を拡大し、電話相談を土・日にも実施してもらいたい。（6）
- 2． 私はこの時間帯でよいが、働いている方や小さなお子さんがある方のことを思うと、土・日も必要ではないか。
- 3． 前回、会社を休んだ日に相談した。できれば会社が休みの日に相談できるとありがたい。
- 4． 土・日のどちらかでも受け付けてほしい。仕事を休んでまで相談するのならば、「あきらめてしまえ」という人が多いと思う。
- 5． 時間帯等は今のままでよいと思う。担当者が変わる時は引き継ぎをうまく行なってほしい。
- 6． 終了時間が午後4時までで消費者側からは不満は出ていないのだろうか。



問6 . 市消費者センターでは、消費生活に関する様々な講座などを実施していますが、あなたをご存知ですか。また、参加や見学をしたことがありますか。

消費生活講座について（ は1つだけ）

消費生活講座は、暮らしのトラブルに関する知識を身に付けていただくことを目的に実施している講座です。年12回程度開催しています。

	(n=97)	(n=53)	(n=44)
	合計(%)	メ-ル(%)	一般(%)
知らない	77.3	79.2	75.0
知っているが、参加したことはない	17.5	17.0	18.2
知っており、参加したことがある	4.1	1.9	6.8
無回答	1.0	1.9	0.0

市消費者センターで実施している消費生活講座について聞いたところ、「知らない」(77.3%)と「知っているが、参加したことはない」(17.5%)を合わせた『参加したことがない』は9割半ば(94.8%)となっている。

消費生活展(くらしの見直し展)について（ は1つだけ）

くらしの見直し展は、消費者が直面する諸問題について理解と認識を深める啓発活動として実施している展示会です。昨年はクリエイトホールで開催しました。

	(n=97)	(n=53)	(n=44)
	合計(%)	メ-ル(%)	一般(%)
知らない	84.5	88.7	79.5
知っているが、見学したことはない	11.3	7.5	15.9
知っており、見学したことがある	4.1	3.8	4.5

市消費者センターで実施している消費生活展(くらしの見直し展)について聞いたところ、「知らない」(84.5%)と「知っているが、見学したことはない」(11.3%)を合わせた『見学したことがない』が消費生活講座と同様に9割半ば(95.8%)を超えた。

問7．消費生活講座に参加するならばどのような分野の講座に、あなたは参加してみたいですか。(はいいくつでも)

	(n=97)	(n=53)	(n=44)
	合計(%)	メール(%)	一般(%)
食生活	56.7	58.5	54.5
ライフプラン	48.5	50.9	45.5
住まい	48.5	52.8	43.2
法律	47.4	49.1	45.5
健やかな暮らし	46.4	47.2	45.5
環境	39.2	43.4	34.1
金融	38.1	35.8	40.9
IT	24.7	30.2	18.2
その他	3.1	3.8	2.3

消費生活講座に参加する場合、どのような分野に参加してみたいか聞いたところ、「食生活」が5割半ば(56.7%)で最も高く、以下、「ライフプラン」、「住まい」がともに5割弱(48.5%)と並んでいる。

【その他】

- 1． 講座のレベルにより参加の可否を決める。
- 2． 医療、老後対策
- 3． エンディングにまつわる予備知識が乏しく、葬儀などで大変高額な費用を取られているケースを見聞きする。その関連のテーマが必須。

問 8 . 今後、市消費者センターにどのようなサービスの充実を、あなたは期待しますか。( はいいくつでも )

	( n=97 )	( n=53 )	( n=44 )
	合計 (%)	メール (%)	一般 (%)
相談体制の充実	72.2	71.7	72.7
消費者だよりの充実	36.1	39.6	31.8
出前講座などによる消費者啓発活動の充実	36.1	30.2	43.2
メールマガジン発行やホームページの充実	34.0	41.5	25.0
テーマを定めた相談会の実施	32.0	30.2	34.1
多重債務(クレジット・サラ金)相談の充実	21.6	24.5	18.2
講師派遣などグループ活動の育成・支援	18.6	17.0	20.5
図書やビデオライブラリーの充実	16.5	18.9	13.6
その他	3.1	5.7	0.0

市消費者センターにどのようなサービスの充実を期待するか聞いたところ、「相談体制の充実」が7割強(72.2%)と突出して高く、以下、「消費者だよりの充実」と「出前講座などによる消費者啓発活動の充実」がともに3割半ば(36.1%)と並んでいる。

【その他】

- 1 . もう少し広く市消費者センターの存在について宣伝してほしい。講座の充実も図ってほしい。あっても定員が少なく抽選に当たらない。
- 2 . もっと公にしてほしい。市消費者センターのことを市が大きく取り上げ宣伝すべき。
- 3 . 利用したことがないので、よく分からない。

問9 . 今後、市はどのような消費者問題について重点的に取り組むことを、あなたは期待しますか。( はいいくつでも )

	( n=97 )	( n=53 )	( n=44 )
	合計 (%)	メ-ル (%)	一般 (%)
商品の安全性に関する消費者問題	68.0	69.8	65.9
高齢者の消費者問題	60.8	58.5	63.6
商品などの勧誘や契約に関する消費者問題	53.6	58.5	47.7
リサイクルや環境問題	44.3	49.1	38.6
暮らしに身近な金融問題	39.2	37.7	40.9
若者の消費者教育問題	34.0	26.4	43.2
消費者団体やNPOの支援	26.8	32.1	20.5
その他	4.1	5.7	2.3

市はどのような消費者問題に重点的に取り組むことを期待するか聞いたところ、「商品の安全性に関する消費者問題」が7割弱(68.0%)で最も高く、以下、「高齢者の消費者問題」(60.8%)、「商品などの勧誘や契約に関する消費者問題」(53.6%)、「リサイクルや環境問題」(44.3%)の順で続いている。

【その他】

- 1 . これから予想される物価上昇の対処法
- 2 . 食品の安全問題
- 3 . 予算拡大に繋がる取り組み強化ではなく、この問題は幅広く専門性も必要なので都や国との連携した取り組みで効率化と機能強化の両立を図ってほしい。

問 10 . 市消費者センターについて、御意見・御要望がありましたらお書きください。(自由記入：300字以内)

- 1 . 悪質な業者を監視し、消費者が安心して暮らせるようにしてほしい。また、事例等を市広報に載せてもらいたい。
- 2 . あまり知らなかったので、ネット上やなんらかのツールを使って広報をさらに行えばよいのではないかと悩んでいても相談できていない人が多い気がする。
- 3 . このアンケートをもらうまで、市消費者センターがどこにあるのかさえ知らなかった。悪質商法などに、幸いにもまだ出遭ったことがなく、自分には縁のない施設かと勘違いしていた。「商品の不具合について」なども相談してよいことを知った。もっと市広報で、市民に市消費者センターの存在をアピールしてもらいたい。また、多重責務などの重大な問題と、ちょっとした身近な困りごとの相談が、同じ施設ということが敷居を高くしていると感じる。身近な相談は、電話や繁華街に窓口を設置し、気軽に相談できるよう場所を増やしてもらいたい。そこから、大きな問題の方はさらに専門家へと、引き継いでもらえるとありがたい。
- 4 . 市消費者センターについて、市民に周知徹底する必要があるだろう。くらしの見直し展も知らない人が多いと思う。
- 5 . 食の安全や、契約などの問題について、市消費者センターの役割をもっと宣伝してほしい。現在どこにパンフレットなどがあるのかまったく知らない。
- 6 . 市消費者センターについて、大体は質問事項の中で答えているので重複してしまうかも知れないが、現在の場所にあることを知っている市民はどの位いるのだろうか。地図上から見れば、その場所でよいのだろうが、やはり気軽に相談に行ける点で、駅に近い所にする方がいいと思う。  
また、場所・相談日時等は、市民に対しての啓発がいまひとつ不足しているように見え、積極性がないような気もする。さらに、もし広く市民に門戸を開いていることを周知させるのであれば、定期・不定期を問わず、本庁舎ロビーの一角にでもコーナーを設け、その回数も増やすのも一つの方法ではないか。
- 7 . 今回のアンケートにより、市が消費者センターを運営をしていることを初めて知った。市消費者センターで相談ができるということは、身近でとても心強く、いいことだと思う。ただ、存在自体を知らない人は多いと思う。もっと市広報などに大きく取り上げたり、市民に知られるようにすることが必要だと思う。
- 8 . 市消費者センターの存在自体を知らなかった。今後、これを機会に利用させてもらいたいと思うが、まだまだ認識されていない方々が多いのではないかと。まずは、市消費者センターの存在を広く知らせてもらいたい。また、市消費者センターの業務範囲、管轄なども知りたい。どんな時に何の相談、問い合わせができるのかなど知りたい。

- 9 . (1) 消費者庁（仮称）が出来るとの報道があったが、市消費者センターについての広報活動を積極的に行ってほしい。市消費者センターの役割を知らずに、泣き寝入りしている人が多いのではないだろうか。高齢化社会を迎え、高齢者が被害に遭わないために、市広報やチラシ等で市消費者センターの活動報告や市民に対して悪質商法等への注意事項を積極的にPRしてほしい。
- (2) 市民やボランティアを組織化し、消費者センター活動を補佐できるネットワークを構築して市民の啓蒙を図ってはどうか。
- 10 . 存在があまり知られていない。国では消費者省（仮称）が検討されているときであるので、この市消費者センターの存在をよく知らしめる意味でも、人が多く集まる場所（八王子駅）に設置することがよいと思う。セミナー等をもっと行ない、市民にアピールし、消費者の味方であるということを宣伝してほしい。
- 11 . 市消費者センターがあることはとってもよいこと。法律のことやトラブルのよい解決方法を専門家に相談できるのはよいことである。しかし、市消費者センターで取り扱っている内容をもっと宣伝しないとどのような場合に相談すべきなのか迷ってしまい、結局相談しないままになってしまうことがある。
- 12 . 一市民として、消費生活に興味があり、以前（10年程前）に市消費者センターで行っていた物価動向調査にモニターとして参加したことがある。しかし、その調査はなくなってしまった。この調査がどのように活かされ、何故なくなってしまったのかはうやむやである。そのような関わりを持ち、私自身は市消費者センターの敷居は高く感じていないが、何をやってどのような力になっているのか、もっと広報活動をしてもらいたい。市広報に年1回くらいは、市消費者センターに寄せられた相談、その解決方法等を掲載してほしい。認知度が低いと思う。
- 13 . 市広報に市消費者センターのことが載っているだろうか。困った時には相談できるという安心感がある。しかし、騙そうと思う相手がいるわけでクーリング・オフできるにせよ、常に消費者は気をつけるよう、市広報やポスター、テレビなどでPRしてもらえるとよいと思う。市消費者センターの場所も知らなかった。たまには、そごうやクリエイトホールなどに、数軒出張サービスがあると助かるが、これでは人件費がかかるのだろう。まずは電話相談があること。泣き寝入りしないように宣伝してほしい。
- 14 . 市に消費者センターがあることを知らなかったなので、その認知度をあげれば、トラブルも減るし、相談件数も増えるのではないかと思う。
- 15 . 今回のアンケートで初めて知った。東京都の消費者センターは知っていたが、商品を購入して不備が生じた時は、購入店やメーカーへ直接連絡をしていた。できれば、市広報または市消費者センター独自のミニ誌などを作成（発行）してもらえれば。内容には問題トラブル等・・・解決方法や利用してはいけないことなど、また、実際にあったことなどを取り上げてほしい。

- 16 . いろいろな詐欺事件、商品等の誤情報等、日々ニュースで流れている。消費者センターというと都消費者センターをよく知っていたのだが、八王子市にあることは知らなかった。市広報等で定期的にPRしてもらえればよいのではと思う。
- 17 . 消費者センターが市によって運営されているとは知らなかった。ニュースで「消費者センターによると・・・」と放送するので存在は知っていたが、どこにあるか、どんな時に利用できるのか等々、基本知識は全くなかった。もっと広報活動PR活動が必要なのではないか。
- 18 . 存在を知っていても、実際に訪れたり相談したりする人は少ないのではないか。PR不足を感じる。それなりに税金が使われているだろうから、もっと市民の生活向上のために積極的にかかわってほしい。
- 19 . 八王子市の消費者センターの活動がよく分からないので、もっと市広報などで活動内容の説明等を行ってほしい。
- 20 . 市に消費者センターがあることを知らなかった。市広報に毎回その活動報告を載せてほしい。
- 21 . 日々の生活に追われ、消費生活において何かトラブルがあった時にでも、そのまま放置してしまっているのが現状である。もう少し市消費者センターについてアピールすれば、もっと多くの人々が有効に活用できるのではないか。もしかしたら、既にポスター等が貼られているのかもしれないが、ポスターを一つ一つじっくり見ていられるのは、時間的に余裕のある人々で、ほとんどの人がじっくり見ることなく過ごしていると思う。もう少し、注意を喚起できるような方法で宣伝できるとよいと思う。
- 22 . 世の中に消費者センターなるものが存在していることと、その事業内容はある程度知っていたが、八王子市にもあるとは知らなかったし、また市が運営しているとは知らなかった。そうとわかれば、もっと身近に利用できそうな気がする。アンケートの問3を読んで、思っていた以上に色々な相談にのってくれることを知った。相談ごとが発生しないのが何よりだが、何かあった場合に市の消費者センターで相談できるとわかり安心した。私のように八王子“市”の消費者センターの存在を知らないのは少数派だろうか。その存在を知らないで困っている方がいるのではないか。
- 23 . 全く存在や活動が知られていない。市民生活のサポートに必要な機能であるのにもったいない。待ちの姿勢でなく、積極的に活動してほしい。
- 24 . 市消費者センターについては、全く知らなかった。今後、市広報にその活動内容等を紹介してもらいたい。

25. 東京都や23区、大きな市に消費者センターがあることは知ってはいたが、八王子市にあることはまったく知らなかった。市消費者センターの場所や活動についても知らなかった。私の無関心もあるが、市のPR不足もあるように感じた。市広報は欠かさず見ているが、市消費者センターの記事については、あまり掲載されていないようだ。毎月1回、市広報に「消費者センターからのお知らせ」コーナーを設け、情報を発信したらどうか。多くの市民が市のホームページや「消費者だより」を見ているとは考えられない。私の知っている範囲では、かなりの人が広報紙に目を通している。せっかくよい施設があるのにもったいない気がする。
26. 毎回広報で宣伝してほしい。相談内容の例などをあげて。
27. (1) 早急に本庁舎に移転してほしい。何故なら本庁に行く機会が多いから。  
(2) 問6にある「消費生活に関する様々な講座」のアピールは市広報でもっと広く知らせてほしい。大切な要因を持っているのだから。
28. こういった窓口があるだろうとは思っていたが、具体的なことは全く知らなかった。周知が十分にされていないのかもしれない。もっと広く知ってもらえるように、市の広報やホームページなどでも積極的にアピールしてほしい。
29. 市消費者センターの存在を今回知った。困ったことが発生したら利用したい。
30. 市消費者センターの存在をもっとアピールしてほしい。今までどこにもって行けばいいのかよくわからない不具合があったがそのままにしていた。
31. 私は市消費者センターについては、今回のアンケートまで全く知らなかった。自分があまり目を向けていなかったり、関心がなかったので見過ごしていたと思うが、悪質商法やクーリング・オフ等は、実際に問題になった時にそういう場が市の機関にあることを知っているのととても助かるし、すぐに相談できるので、もっと、若い世代の家庭でも身近に感じられるようアピールや具体的な例を挙げた説明を市広報等で知らせてもらえたらと思う。
32. 市消費者センターの運営について、私は今まで知らなかった。実際何かトラブルに遭わないと、なかなか調べたりしないものだと思うが、トラブルに遭ってから調べたりするのも遅いと思う。  
まずは、市消費者センターの運営を知ってもらうことが大切だと思う。市のホームページや広報に目立つように載せるなどの方法を取り、市民の皆さんが相談しやすくなればよいと思う。
33. 市消費者センターについては、自分が購入したものに欠陥があれば、相談できる所であり何らかの手を打ってくれるという安心感は存在そのものにあったが、どこにあるのかがわからない、連絡先も。調べることなく、わからないままであった。商品にトラブルがあり、何度か市消費センターに相談したいこともあったが、結局、日にちが過ぎ数千円のことだからと、あきらめてしまうことが常であった。私たちの目につく場所があれば、もっと身近な場所になり、市民の苦情を訴える



窓口となる。特に高齢者社会になる昨今は、相談する場所は必須であるし、市役所の中にあると本当にうれしい。職員は大変ですね。

- 34 . 今まで、国民生活センターに連絡していたが、市でアンケートにあるような取り組みをしていたことを今回はじめて知った。市広報等でもっとアピールしてもらいたい。それと、サラリーマンにとっては、平日の時間帯に相談することは不可能に近いので、土・日を含め、電話相談等の時間帯の拡充を図ってもらいたい。
- 35 . 市消費者センターが存在するという程度にしか意識がなかった。市もあまり積極的に取り組まれているという印象も受けていない。市民の為のセンターであるならば、もう少しわかりやすくPRし、本庁舎のなかにスペースを設けるべきである。おそらく、家賃を支払ってビルの中で運営されていると推測するが本庁舎のなかにスペースがないのだろうか。市民の為だったらもう少し土・日含め、午前9時～午後4時では行きたくても行けない人もいると思う。今回、市消費者センターの運営の現実を教えてもらい、正直、やる気は感じられなかった。
- 37 . 消費者センターという名前は知ってはいたが、市でやっている、場所はどこにあるということまでは知らなかった。こんな身近にあるのなら私も諦めず、相談すればよかったということもある。市広報でも特集として扱ってほしい。学校の印刷物、駅のポスター等で広く宣伝してほしい。
- 38 . 市に消費者センターがあるとは知らなかった。相談には平日だけでなく土・日も受け付けてもらいたいと思うし、活動の内容や実績を市広報に載せてほしい。そして、誰でもいつでも相談できる体制づくりに力を傾けていただきたいと要望する。
- 39 . 恥ずかしながら市消費者センターのことを全く知らなかった。今の世の中では、消費者センターは重要な存在だと思うので、私のように知らない人がいなくなるように認知活動にも力を入れてほしい。また、トラブルが起こった時にすぐに相談できるように土・日にも相談できるようにしてもらえたらと思う。
- 40 . 市消費者センターの場所だが、来所も必要であれば、最低限、駅の近くに設置すべきである。都市部でバスに乗って行くのは八王子市だけである。また、昨今の消費者問題に対応するには、土・日の電話相談も実施するべきと思う。また、八王子市の相談員は特に市民からの募集をしていないようだが、例えば町田市では広報で相談員を募集するなど、市民から募集をしている傾向が見られます。市民が対応するというのは近所の方からの相談があたり等のプライバシーの問題もあるが、「消費生活専門相談員」などの資格を持つ市民からの採用をお願いしたい。市民が市民で問題を解決するというのも地域力アップに欠かせないと思う。

- 4 1 . 家族と同居していても、何かトラブルに巻き込まれた時、気軽に相談しにくい場合がある。ましてや、一人暮らしをする若者や高齢者の方などは、そのような時、どこへ誰に相談したらよいのか頭を抱えてしまうだろう。
- 市消費者センターは、とてもかたいイメージで気軽に相談できるというイメージはない。もう少し風通しをよくして、気軽に相談できるイメージづくりからまずはじめてみたらどうか。相談受付時間が平日昼間だけでは、まったく相談すらできない方もいるので、夜間や土・日にもときどき実施してほしい。弱い立場の方の味方となってほしい。
- 4 2 . 相談員の対応については、分かりやすく対応してもらった。要望としては、相談日と時間を土・日のほか、午前9時～午後8時くらいまで受け付けてほしいものである。これは、相談の問題発生時間は午後5時以降になることがかなり多いのではないかと思われるからである。現に近所でも「訪問販売員」のトラブルが発生している。職員の勤務体制など交代制を採用して対応したらいかがか。
- 4 3 . 一度、ネット販売で買った商品について、アドバイスしてもらった。年齢が高くなるにつれて騙されやすくなるので、いろいろな情報や知識を分かりやすく教えてもらえるサービスをお願いしたい。詐欺の手口も年々巧妙化して、騙される人々が多い。自分だけは大丈夫・・・という変な自信が年を重ねる毎に強く、騙されるという結果になるように思う。いろいろな情報機関を通じ、繰り返し警告してもらえるとありがたい。
- 4 4 . テレビで消費者センターが電話相談にのっている場面を見たことが何度かあるが、都道府県ごとに1～2か所ある位だと思っていたので、市が運営する消費者センターが存在するのは正直知らなかった。
- 知っていれば以前、相談しておけばよかったと思うことを経験した。八王子市内の観光地で、子ども向けの七色に光る玩具を買って帰宅し、居間の床にスイッチをオフにして置いておいたところ、いつの間にか熱くなっており、中の電池（中国製）が異様に熱を持っていた。留守にしていたら火事になっていたかもと、ぞっとした。その時は泣き寝入りをしてしまい、今にしてみれば情報を知らせておくべきだったかと反省している。
- 4 5 . 20年前の学生の時に消費者センターという相模原の施設に授業見学に行った事があり、日々、生活の中で商品購入での商品のトラブルに応じてくれるということは知っていたが、いろいろ現代の社会で市内にあるとは気づかず、もし、何かあったら相談できるので、これからも情報を知り、安心した生活を送れるようにしたい。

46. 八幡町の市消費者センターには、毎月都の出版物をもらいに行くが、相談したことはない。消費者活動に無関心なのではなく、そこに相談することがないよう用心して暮しているというべきだろう。多様化した現代社会の中で、安全安心に暮していくには相応の用心と勉強がいるが別に難しいことではない。
- 日頃、見聞きする新聞・テレビにも生活情報は溢れており、これに注意していれば世の中の状況が分からなくなることはないと思う。とって市消費者センターの重要性を否定するものではなく、自分も不可抗力でそうした問題に巻き込まれた際は、いの一番に助けを求めて飛び込んでいくつもりでいる。
47. 一般市民へのPRが不足している。トラブルは警察へというのが一般的なので、日常生活の問題点などを相談できるということを知りやすくPRする必要がある。身近な市消費者センターに期待したい。現在の場所は立地条件がよくない。駅のそばにあれば、足が向くと思う。
48. 近所で浸透マスの欠陥について、建築業者と市で責任のなすり合いをしている。他人のミスばかり責め、製品を深く分析しないお役所が消費者センターとはどんなものか。そういう事がないようにしてほしい。また、現在の場所は家賃が発生しているのだろうか。だとしたら税金の無駄使い。公共施設の中へ移動するべき。それに駅からかなり歩く場所なので、不便を感じる人が多いのではないか。
49. 以前、電話したことがあるが、多分につながらなかった。回線や職員を増やすことなどを検討してもらいたい。
50. 他市に住んでいる時、トイレの整備に不当な値段を請求されたように思い、市消費者センターに電話相談したことがある。その際、妥当な値段だと分かり、安心することができた。
- 市消費者センターは我々の生活を守ってくれる強い味方だと思っている。不安に思った時、すぐに相談できるようにいつでも窓口を開けてもらえればと思う。
51. 私は利用したことがないが、母は以前お世話になったと話していた。とてもよい機能なので、もっと広く多くの人達が知って、生活に役立ててほしいと思う。ただ場所が分かりにくいし、駐車場がないのが残念である。
52. 以前に一度だけ市役所から紹介されて相談に伺ったことがあるが、市消費者センターでは特に指導はなかった。代わりに弁護士を紹介されて相談に行ったがここでも適切な指導はなく、費用だけとられたという感じだった。市民の相談には正対し、もっと親身になって指導してもらいたい。(ケースは、ビデオのレンタル料の未払いについてあった)
53. 私の年離れた両親は、セールスで高額な物を買わされたり、振り込め詐欺に騙されそうになったりしている。ちょっとおかしいと思った時に、すぐに相談できる存在は必要である。しかし、その時に市消費者センターが思い浮かばないのが事実のようである。もっともその存在がどういうものであるのか宣伝が必要であ

る。ポスターを掲示したり、チラシを配ったり、メディアを利用したり、困ったときの強い味方としてアピールが必要である。その存在が浸透してこそ被害が少なくなると思う。

- 5 4 . 訪問しての相談ではなく、電話での相談であった。南大沢から市消費者センターに行くのは面倒であるし、交通費もかかるので。
- 5 5 . 以前、何回かお世話になり、とても親切にしてもらい、大変安心感を抱いたのを覚えている。相談時間帯については、なかなか自身の都合がつけにくかったことやわかりにくい場所に立地していることから、Eメールやインターネットを利用し、相談業務や市役所の本庁舎や事務所に相談コーナーを設けてもらえると大変ありがたく思う。
- 5 6 . 以前、私の母が市消費者センターでお世話になったことがある。その際は、大変役立ったということであった。もう少し駅から近ければ、一層利用しやすくなると思う。
- 5 7 . 先日、「収納」についての講座を開催されているのを目にした。残念ながら参加できなかったが、今後、サラリーマンでも受講しやすいよう、土・日に開催してもらえるとありがたい。
- 5 2 . 普段の生活において消費者センターの必要性をあまり感じたことはないが、いざというときに頼れる存在であってほしい。
- 5 3 . 毎日、テレビや新聞等で振り込め詐欺事件が報道されている。高齢者にとっては本物か偽物かの区別がつかず、相手の口車にのってしまう。市消費者センターは、高齢者にとって強い見方であるから、日頃から地域や高齢者の集会等に出張して、出前講座を開催してほしいと思っている。市消費者センターは、少人数の体制で運営されていると思うが、今後の高齢者人口の増加に伴い、ますます悪質な手口による高齢者を惑わす犯罪が増加すると思う。市民に対し、そのような犯罪の被害者にならないように指導してもらいたい。
- 5 4 . リサイクルはどのように行われ、最終的にどうなっているのかをもっと解りやすく公開するべきである。このままでは、継続する上でしっかりと理解した人が少ないことから、なんとなく続く形となり改善などが行われず、非効率な状態になると考える。
- 5 5 . 幸いにして消費者センターへ相談に行ったことは今までに一度もなく、特に意見要望はない。
- 5 6 . これまでに消費者としての問題点などが、あまりなかったので考えたことがなかった。仮に多少問題（困ったこと）があっても、自分なりに諦めるか解決していたと思う。今回アンケートを回答するにあたって、内容を読んでいるといろいろと便宜を図ってもらえる機関があることが分かり、そのような事態になったら市消費者センターに相談させてもらう方法を知ることができてよかったと思う。

57. 市消費者センターは身近な存在ではないように思う。「消費」という性格上、「地域密着型の消費者センター」を目指して改革していくとよい。八王子市は広いので、専門的な相談を扱う市消費者センターを2～3か所、簡単な相談を扱う市消費者センターを5～6か所つくり、活動を展開していくことなどが考えられる。
58. 市消費者センターは目につきやすい場所で、市民が気軽に利用できる場所にしてほしい。私はある会合で相談窓口が書いてあるカードをいただいた。電話の前に貼っている。とても心強い。あの手この手してくる被害に遭わないように、市民の意識を促すためにももっとPRしてほしい。
59. 特に労働人口の減少と福祉医療費の拡大の中では財政の健全化への変革が長期課題の最重点と考える。
60. 拠点がもう少し多いと、相談に行きやすいのではないか。窓口として市の事務所などで簡易相談できるような体制になっているとよいのでは。相談内容の程度に応じて、専門家に回すようにすれば効率的に多くの人を救えると思う。
61. 市民の衣食住生活に関わる事件や事故など、市消費者センターで扱った具体例を市の広報紙などに載せてほしい。都や全国の消費者センターとの連携も必要かも知れない。
62. 現在の場所は駅から離れており、いろいろな講座に参加したくても不便。クリエイティブホール内などにあると、ちょっと立ち寄りパンフレットなどももらえるのだが。
63. 消費者センターは有益な場所であるが、ここ南大沢からはバスでも45分位かかり気楽には訪れることはできないので、市の各事務所あたりに連絡事務所的な消費者センターを設立してはどうか。例えば、多摩市のベルブ永山（公共施設、民間施設が入った複合施設）にある消費生活センターでは、各種の講座等の開催（年5～6回）もしている。
64. 参加してみたいと思う講座があったが、保育や駐車場がないと無理だと思ったのでやめた。バス代をかけてまで行きたいと思わない。今後は、日程の都合がつけば、興味のある講座は受けたいと思っている。
65. これから益々、市消費者センターの役割が重要になると思う。商品の安全性、食品の安全性、リサイクル、環境問題、高齢者の問題等。名前も変更、生活支援センター、生活なんでも相談センター。その存在は、多くの人に活用してもらってほしい。賢い消費者になる為の賢い講座を沢山企画し、アピールして、安心なくらし度が高い八王子にしてほしい。
66. 近所に住んでおり、窓に貼られている文字を見てここに市消費者センターがあるのだと思っていた。しかし、市消費者センターから得た知識はなく全部テレビのニュースで知ったことばかりである。年に12回も講座を行っているを知り、驚いた。“私は大丈夫”と思い、市民の意識が低いのかも知れないがもっと活動が浸透していくとよいと思う。消費者生活講座に私もぜひ参加したいと思った。

67. 商品・サービス・訪問販売等消費生活に支援を行うので市民は助かる。ただ色々なトラブルの対応など詳しいことはあまり知らないと思う。市消費者センターまでは離れているのであまり行かないし、駐車場のこともある。電話である程度対応できればよい。
68. 食の安全、悪徳商法についての情報提供をお願いしたい。
69. 市消費者センターは、八王子市民と一番身近である。特に高齢者は悪徳商法の被害や架空請求の被害にあっても、泣き寝入りして、家族にも話さずそのままになっている。特に高齢者の表に出てこない被害が多く隠れているのではないか。このような高齢者が気楽に電話で相談できる方法を考えてほしい。高齢者の集会にわざわざ出向くのではなく、集会の主催者に最近の事例を通知し、集会を行なった際に、高齢者の方々に伝えてもらうような方法等を考えてもらいたい。また、大変だと思うが、市民からの情報収集に力を入れてもらい、より多くの情報を市民に流すようお願いしたい。
70. 振り込め詐欺などが後を絶たないのは、寂しかったり、相談する人が身近にいない人がいるからである。防ぐ方法として、集会所などを利用してもっと人とふれあう機会があったらよいと思う。役所は敷居が高いので、近くにあれば孤独にならないのではと思う。
71. 窓口だから振り分け機能になるのはやむを得ないが、あまり話を聞かず他に行くようにいわれるという話を聞く。特に紛争ごとはすぐ弁護士のところを紹介されるがお金がかかる。
72. 意見：市消費者センターの活動内容や、どの程度の問題で相談にのってもらえるのかが理解できれば、もっと利用しやすくなると思う。また、私達が市消費者センターに相談した時に、どの程度の期待ができるのか、どのような進行状況になるのかを知ることができれば、安心して利用できるのではないか。我が家のみの問題と諦めてしまうことが通常であるから。  
要望：市消費者センターに市民から相談があった場合、どのような行程を歩むのか、今までの事例等を公表してほしい。どの程度の問題なら消費者センターに相談してよいのか教えてもらいたい。
73. 公共性の高いサービスを提供する法人（民営化により法人化されたものも含む）の電話による代理販売に関し、一度、市としても実態調査をしてほしい。下記はその例である。参考：最近、公共性の高いサービスを提供する法人（民営化により法人化されたものも含む）の代理店が、代理店であることを明確に告げず、あたかも、その法人からの電話であるような口ぶりでサービスの勧誘を行ってることが多い。その点を正すと、改めて代理店であることを明確にし、その法人は直接このようなサービス業務を行っておらず、代理店が代行している等の説明をすることがしばしばである。

この手の特徴は

- (1) よく調べてみると法人そのものも、そのサービスの販売をやっており、しかも選択肢も多く、値段、他のメリットもある場合もある。
- (2) いくつかの代理店から同じ勧誘がある、しかも、初めてにもかかわらず、「以前にもうちの者が御説明したと思いますが・・・」などと同じ代理店からのような錯覚を起こさせるような出だしで始まる。
- (3) 時には、その法人の業務とはまったく関係のないアルバイトを短時間(数日)雇い、電話リストを渡して、相手かまわず勧誘しているのではないかと思われることがある。

ここでの問題は、公共性の高いものは、むげには断れない点でそれにつけいってくどくどと説明をし、時間を取らせることである。この手の勧誘は、直接余り大きな被害が出ないため、あまり表ざたにはなっていないが、本来ならもっと他によい選択肢があったかもしれないのに、そのチャンスを逃すことにもなりかねない。

- 74 . 一人暮らしの高齢者が悪質商法にあって、途方に暮れているという記事をよく目にする。おそらく、消費者センターの存在など知らず、どこに相談してよいかわからないまま、泣き寝入りしてしまうケースがほとんどだと思う。そこで提言であるが、消費者トラブルの窓口を身近な市役所に設けて、相談窓口となって事情を聴取して、必要に応じてアドバイスをしたり、消費者センターを紹介していくようにすれば高齢者が安心できる生活を支援していけると思う。
- 75 . 昨今は多情報化社会に生きており、特に先端ITの利用活用によって思わぬ落とし穴にはまり、被害者になるケースも増えている。平穩無事の場合はよいが、ひとたび問題が発生し、その当事者になった時には、解決のための相談相手となってくれるところが必要であると切実に思う。  
このためには消費者への事前の啓蒙と教育が必要であると同時に、万一そのような不幸に出会った場合に相談の相手になってくれるところ、つまり市消費者センターの充実がますます必要となってくる。充実発展を期待する。
- 76 . 市消費者センターがあることは知っていたが、なんとなく身近な感じがしない。もう少し、市民に身近に感じるような工夫を希望する。きっと必要性を感じている人が多いと思うが、利用の仕方を知らない人が多いと思う。
- 77 . 報道などで消費者センターというものがあることは知っていたが、市の運営とは知らなかった。また、どのような時にどのような相談がなされているのかわからない。不安に思う買い物などの時、「この程度のことで利用していいのか」などと迷うが、相談してよいなら大変心強い。よくある相談事例などが普段から目につくようにしてもらえると利用しやすいと思う。

78. 消費者問題のトラブルに遭ったケースがないため、あまり関心を持っていなかったが、近年消費者トラブルが増加していると聞いているので、市に消費者センターがあるのは大変心強い。トラブルにあってからの対処も大事だが、トラブルに遭わないようによくある消費者問題のケースなどを市民に広く知らせてくれるとよいと思う。
79. 市消費者センターを未だ利用したことがないので要望などは特にない。



## テーマ2 保育園の入所選考基準について

こども家庭部子育て支援課

保育園の入所は、就労時間や日数等の家庭での保育に欠ける要件をポイントにして、高い順に決定しています。しかし、待機児が多い中、保護者からは、種々の不満が寄せられています。

子育て支援課では、「保育園入所選考基準」をより現在の状況に即して見直すべく、検討しています。

待機児がいる状況では、どう見直したとしても、一定の基準を設ける以上どうしても有利、不利になる市民が出てまいります。このようなジレンマがある中、特定の分野ではなく、市政全体を見据えての視点である市政モニターの皆様から御意見をいただきたいと思っております。

各質問は実際に保護者等からいただいている御意見、御要望です。この質問の他に、その御意見・御要望等を選考基準に反映した場合、新たに問題となると思われる事項を記述しています。

問1 . あなたは、現在または過去において、子育てのために保育園を利用したことがありますか。

	(n=97)	(n=53)	(n=44)
	合計(%)	メ-ル(%)	一般(%)
ない	67.0	75.5	56.8
ある	32.0	22.6	43.2
わからない	1.0	1.9	0.0

現在または過去において、子育てのために保育園を利用したことがあるか聞いたところ、「ない」が7割弱(67.0%)で最も高かった。一方、「ある」は3割強(32.0%)であった。

問2 . 保育園に入所できる就労要件の最低ラインは、週3日、1日4時間ですが、この基準について、あなたの考えに一番近いものをお選びください。( は1つだけ)

(n=97) (n=53) (n=44)

	合計(%)	メ-ル(%)	一般(%)
今のままで良い	39.2	37.7	40.9
日数、時間とも増やした方が良い( 日、 時間)	25.8	26.4	25.0
わからない	17.5	17.0	18.2
1日の時間を増やした方が良い( 時間)	8.2	9.4	6.8
日数を増やした方が良い( 日)	7.2	9.4	4.5
無回答他	2.1	0.0	4.5

保育園に入所できる就労要件の基準について聞いたところ、「今のままで良い」が4割(39.2%)で最も高かった。次に「日数、時間とも増やした方が良い」が2割半ば(25.8%)で続いた。

「日数・時間とも増やした方が良い」と答えた方の具体的な日数、時間

( )内は同一意見数

- 1 . 4日、5時間(3)
- 2 . 4日、6時間(4)
- 3 . 4日、5～6時間
- 4 . 4～5日、6～8時間
- 5 . 5日、5時間(3)
- 6 . 5日、6時間(3)
- 7 . 5日、7時間(4)
- 8 . 5日、8時間(2)

「1日の時間を増やした方が良い」と答えた方の具体的な時間

( )内は同一意見数

- 1 . 5時間
- 2 . 6時間(4)
- 3 . 7時間
- 4 . 8時間

「日数を増やした方が良い」と答えた方の具体的な日数

( )内は同一意見数

1 . 4日

2 . 5日(3)

3 . 7日

問3. 産後休暇明けで保育園を入園希望しても定員が一杯であるため、子どもを預けることができず、職場復帰ができないといった状況があります。このような状況を解消するために、産後休暇明けの予約制を設けて欲しいとの要望があります。

ただし、予約制を設けるということは、育児休業制度がある正社員の保護者には朗報ですが、入所要件が低い待機児の場合、空いているのに予約があるために入所できないという状況が生じます。

また、保育所の運営費について入所児がいなくても予約児童分を市が負担する必要があります。

このような状況をふまえ、産後休暇明けの予約制のあり方について、あなたの考えに一番近いものをお選びください。( は1つだけ)

	(n=97)	(n=53)	(n=44)
	合計(%)	メ-ル(%)	一般(%)
従来どおり入所要件が低くても待機児を優先すべき (予約制は必要ない)	27.8	22.6	34.1
各地域ごとに、ある程度予約制を設ける	22.7	22.6	22.7
数園に限定し予約制を設ける	14.4	18.9	9.1
産後休暇明けの予約制を各園に設ける	13.4	15.1	11.4
わからない	8.2	7.5	9.1
その他	13.4	13.2	13.6

産後休暇明けの予約制のあり方について聞いたところ、「従来どおり入所要件が低くても待機児を優先すべき(予約制は必要ない)」が3割弱(27.8%)で最も高く、以下、「各地域ごとに、ある程度予約制を設ける」(22.7%)、「数園に限定し予約制を設ける」(14.4%)の順で続いている。

【その他】

1. 選択肢にある「産後休暇明けの予約制を各園に設ける」に近いのかもしれないが、各園に予約制の枠を設け、予約定員は3名までなどと決めるのは難しいだろうか。
2. 民間と同様に派遣社員の活用や他(市)地区との出向交換制度導入などで待機も経費圧縮も追及してほしい。
3. 産後休暇を取った会社が保育園の費用を負担したり、その社員の保育先を熱心に探すべき。その社員が仕事復帰すれば、その会社にとってメリットになる(その会社のために働くのだから)のでその社員の働ける体制を整えるのも会社が行うべき。保育所を用意している会社もある。今後は、女性も社会の働き手の一員である時代となる(ならざるを得ない)ので保育所を設けるなど会社は設備を保育

園の費用を負担し、その会社の社員の子どもを優先的に保育するなど整えるべき。予約制を設けるのは反対。派遣社員（仕事は正社員よりもできる、またはこなしている即戦力の優秀な派遣社員）など正社員でないために産休休暇、育児休暇をとれなかった母親たちが社会復帰できなくなるため。

現状、出産後働きたくても保育園が園児の入園待ち状態であるのでなかなか社会復帰しにくい。再就職のための就職活動をするにも保育先が見つからず、就職もできないといった状況がある。それなのに正社員の人だけ予約制をとると、その他の母親にとって不利になるので反対。

実際、私は八王子の大手メーカーに大手派遣会社の派遣社員として勤めた（トータルで約4年）。妊娠8ヶ月まで勤めた。出産後も同じ部署、同じ会社で就業を希望なので、育児休暇をとらせてほしいと希望した。「仕事もよくできていたのでまた就業してほしいが、育児休暇はとらせられない（就業先、派遣会社とも）」とのこと。一度やめてまた出産後、派遣登録して就業してほしいとのことだった。これが今の日本の現状だ。3年働くと派遣社員は正社員になるチャンスを与えられるという制度が変わってしまったからだ。派遣社員の雇用制度を変えてだれにメリットがあるのだろう。一番立場の弱い派遣社員が働いているのに辛い思いをしているのが現状だ。正社員以外は育児休暇など保障されていない。

職安に行って職を探すにも子どもを預かってくれるところはない（保育所は待ち状態）、一時預かりの費用は高い。金銭面で苦しく職を探しているのに、費用ばかりかかってしまう。職が決まっても子どもを預けるところはない。

これでは復帰はなかなかできない。職を決めてから保育所がようやく入園できるか検討してくれるなんて順番が逆だと思う。少子化で子どもの数が減ってくるのは目に見えている。今から今後の日本を背負う子どもたちを大切にしないと、どんどん施設の整った住みやすい市へ子どものいる若い世代が引っ越していってしまう。各区や市でも積極的に子育て支援をしているのでよい情報があればそちらへ皆引っ越していってしまう。

府中市の子ども家庭支援センター【たち】では、雨の日でも遊べる屋内広場として「交流ひろば」（0歳から就学前）という施設が駅前にあり、とてもよい施設である。八王子も駅前にあのような施設を増やしてほしい。皆に車があるとは限らないので。そして広い子育て支援施設を希望する。

八王子駅前のクリエイティブホール1Fにある子ども家庭支援センターのプレイルーム（親子ふれあい広場）は狭く、ちょっと利用人数が増えると怪我もすくなくこわい。

八日町にある親子つどいの広場「夢きっず」も施設の対応する先生はとってもいい方ばかりだが、利用人数が多くていつも狭い。

地域子ども家庭支援センター館（たて）は広めのよいところだが、車がなけれ

ばいけないところだ。

八王子駅前の八王子しごと情報館で仕事探しをする方のための無料託児サービス（ほっとタイムサービス）があるとのこと。あとから知った。時間が短いのと曜日が決まっているのが難点。

#### ほっとタイムサービス

クリエイトホール内の生涯学習センター図書館・生涯学習センター及び男女共同参画センターを利用して学習される方、また、八王子しごと情報館で仕事探しをする方のための無料託児サービス

女性は人生の中で必ず出産のために 10 ヶ月、産休明けをいれると 12 ヶ月身体を大切にしなければならない。こういったどうしようもない期間を受け入れられる人間や社会に早くなってほしい。会社（特に民間）で働くまわりの方は出産に関する知識が低いのか出産する人間に対して冷たい。民間の会社（女性が多く働く会社では当たり前になってきているが）で女性が出産して、育休後、職場に復帰してくることが当たり前になってほしい。

八王子市内にある企業からでも積極的にそのような取り組みをしてほしい。子育て中の若い世代にもっとエールを送り、若い世代に早く職場復帰してもらうのが一番社会にとって、市にとってよい結果となると思う。女性が元気なまちは家族も元気になる、八王子市全体が元気になると思う。

若者（学生）だけでなく、お年寄りや子どもも楽しめるまちづくりをお願いしたい。将来を担う子どもたちに対して、温かい目を向けられない社会は絶対あってはならない。

- 4 . 保育園を増やす。
- 5 . 各家庭の事情（本当に母親の就労が必要か等）を考慮し、その都度優先順位をつける。
- 6 . 待機児童が多い中で産後予約制は認めないように。「格差」が生じる。
- 7 . このたび個人で預かる制度が法制化されるようだが、短時間、期間が決まっていれば、預かってよいという人（特に老人）もいると思うので、つなぎにこの制度を使うのも一法。
- 8 . 企業にも負担を求める。
- 9 . テストケースとし、保育児の多い保育所 2 つを選択し、1 年間に限り予約制を設ける。入所するまでの空き時間がどれ位あるか、その間の費用を算定し検討する。
- 10 . 予約児がいない間は積極的に一時保育を受けるだけでも、待機児の在宅勤務や介護、自営業などの人は満足でなくとも助かると思うし、収入も増えるので、予約は予約で続けて、こまめに臨機応変なスケジュールをつくってフォローしていったらどうか。
- 11 . 各地域ごとにある程度ではなく、十分に余裕をもった園の数、予約制を設ける。

問4. 父親が失業、または病気で働けなくなり母親がすぐにでも仕事を始めなければならぬような場合でも、求職中は最も低い入所要件であるため、入園することができず働けないとの意見があります。

しかし、このようなケースは生活困窮度の判別が難しく、また、失業保険、休業補償の有無などによっても緊急度は異なると思われます。

父親が就労困難になった場合、どのような入所選考が好ましいと考えますか。( は2つまで)

	(n=97)	(n=53)	(n=44)
	合計(%)	メ-ル(%)	一般(%)
離職票や、診断書の提出により入所要件ポイントを加点する	66.0	64.2	68.2
休職中の世帯状況確認を行い、入所要件ポイントを加点する	48.5	41.5	56.8
従来どおり休職中の事情は一切問わず、同一入所要件ポイントで選考する	10.3	7.5	13.6
休職中は、入所要件ポイントが低いので入所できなくても仕方ない	6.2	9.4	2.3
わからない	3.1	1.9	4.5
その他	7.2	3.8	11.4

父親が就労困難になった場合、どのような入所選考が望ましいか聞いたところ、「離職票や、診断書の提出により入所要件ポイントを加点する」が6割半ば(66.0%)で最も高く、以下、「休職中の世帯状況確認を行い、入所要件ポイントを加点する」(48.5%)、「従来どおり休職中の事情は一切問わず、同一入所要件ポイントで選考する」(10.3%)の順で続いている。

【その他】

1. 一部のクレ-マーを恐れてルールを複雑化しても問題解決にはならない。要は待機児童を増やさぬよう原則全員入園体制をどうつくるか。シルバーボランティアの活用他の知恵を絞って実現してほしい。
2. 緊急のケースとして扱い、母子施設に保育枠を設け優先利用するシステムをつくる。
3. 今後の見直しも含め入所要件ポイントを加点。
4. 入所ポイントを加点することは好ましいが、父親が就職し、母親が育児可能な状況となった場合、即見直すことが前提である。

- 5 . 家庭状況により育児状況への問題にもつながっていくと思うので、場合によっては訪問を行うなどして判断ポイント加点をするとよいのでは。
- 6 . 働き方を変えればよいと思う。父親が失業、病気（軽度であればだが）であれば、夜は家にいると思うので、深夜子どもが寝た後、母親が働くという手もある。

問5 . 障害児の保護者は、一般に就労が困難と思われませんが、就労していなければ入所ができないといった状況があります。

また、障害児という理由で保育に欠けていなくても入所ができるようにした場合、療育施設としての役割も強くなり、クラス運営が難しくなる可能性も生じてきます。

しかし、保育園で健常児と触れ合うことでの成長も期待できます。これらを勘案し障害児の受け入れについて、どのような入所選考が好ましいと思いますか。（ は1つだけ）

	(n=97)	(n=53)	(n=44)
	合計(%)	メ-ル(%)	一般(%)
障害児専用の受け入れ枠を、ある程度設ける	55.7	58.5	52.3
障害児の入所希望の場合、入所要件ポイントを加点し選考を行う	24.7	20.8	29.5
入所要件が低い場合は、入所できなくても仕方ない	8.2	9.4	6.8
わからない	1.0	1.9	0.0
その他	10.3	9.4	11.4

障害児の受け入れについて、どのような入所選考が好ましいと思うか聞いたところ、「障害児専用の受け入れ枠を、ある程度設ける」が5割半ば（55.7%）で最も高く、次に、「障害児の入所希望の場合、入所要件ポイントを加点し選考を行う」が2割半ば（24.7%）で続いた。



【その他】

1. 障害の程度により専門的な保育の知識も必要になると思うので、いくつかの保育園でモデル事業的にはじめてみてはどうか。
2. クラス運営に支障がない程度にその保育園毎の専用受け入れ枠を設ける。
3. クラス運営が難しくならないように別の方法を考える。
4. 障害児専用の保育施設をつくる。
5. 現場では障害者には必ず1人の保育士が（様々な事情がある中）付いて、日常の行動・食事・排泄。せめて小学校養護施設まで家庭でみられた方がよいと思う。
6. 障害の程度にもよるので柔軟な対応が必要。

問6. 上の子は保育園に在園中であるが、下の子が生まれ入所を申し込んだが待機となったため、仕事（復帰）ができなくなった。また、下の子が待機中であるため、仕事の日数や勤務時間を増やすことができず、入所要件ポイントが上がらないため、いつまでも入所できないといった声があります。

現在、保護者が同一入所要件ポイントとなった場合は、上の子が在園中であれば、下の子の入園を優先していますが、さらに優先させると保育園は1人入所できれば次の子その次の子も入所できることとなってしまいます。

また、保育料の多子軽減制度（2人目は半額、3人目は10%の額）もあり、待機児が多い中で下の子を優先させることが公平といえるかどうか疑問の声もあります。

これらを勘案し、在園児がいる場合どのような入所選考が好ましいと思いますか。（は2つまで）

	(n=97)	(n=53)	(n=44)
	合計(%)	メ-ル(%)	一般(%)
同一要件ポイントの場合に限り、優先する(現在の方式)	40.2	43.4	36.4
兄弟が在園していたら常に優先する	32.0	32.1	31.8
在園児がいても優先する必要はない	19.6	13.2	27.3
わからない	10.3	7.5	13.6
二人目の入所時のみ、優先する	7.2	3.8	11.4
その他	6.2	5.7	6.8

在園児がいる場合、どのような入所選考が好ましいと思うか聞いたところ、「同一要件ポイントの場合に限り、優先する（現在の方式）」が4割（40.2%）で最も高く、次に、「兄弟が在園していたら常に優先する」が3割強（32.0%）で続いた。

【その他】

1. どうしても入園させたいのであれば、入れる保育園（兄弟離れても）になっても仕方ないと思う。親も少しは我慢をしてみたら。
2. 2人目の入所時のみ優先し、3人目は半額とする（多子軽減制度により、3人目の保育料は10%では、他の保育児のバランスからして低すぎる）。
3. 基本的には、選択肢の「兄弟が在園していたら常に優先する」。ただし、多子軽減制度の適用基準を見直し、100%の軽減は受けられないなどの補正を行って、不公平感をなくすようにしてはどうか。
4. 入所要件ポイントが大きく違う場合は、ポイントの高い方を優先する。
5. 別紙1の八王子市保育所入所事務実施要領 3.入所の承諾（2）選考指数の適用にあるイ.「兄弟姉妹が希望の保育園に在園」をオ.「ひとり親家庭」の次にして順位を下げる。

問7. 兄弟が同じ保育園に入れなかったため、毎日の送迎に苦慮している保護者が居ます。この場合、保護者の送迎に対する苦労は推察できますが、兄弟同じ園を最優先にすると世帯間の不公平が増すと考えられます。（例えば、Aさんの家は子どもが2人とも保育園に在園しているが、Bさんの家は2人とも待機中になってしまうなど）

問6でもお伺いしていますが、在園児がいる場合の入所選考についてどのような方法が好ましいか、御意見をお聞かせください。

（自由記入：200字以内）

1. 難しい問題だと思う。実際、自分の立場に置き換えると2人とも同じ保育園に入園するのが普通だと思う。同じところへ送り迎えするだけでも大変だが、別々の保育園に送り迎えとなると母親の大変さがわかる。  
世帯間の不公平が増すのも理解できる。Aさんの家は子どもが2人とも保育園に在園しているが、Bさんの家は2人とも待機中になってしまうのはよくないと思う。今後、子どもが少なくなるのが予測されるので2人とも同じ保育園に通わせるという方向も今後検討していくべきだと思う。

- 2 . 兄弟が同じ保育園に入れるように配慮することで、解決できると思う。そのあたりの定員数についてはもう少しフレキシブルにしてもよいと思う。
- 3 . やはり、兄弟は同じ保育園に入るのが望ましいので、保育園を増やしたいが、必要に比べ、今どのくらい足りないのだろうか。調査の上、各保育園の入園児童数を増やすことはできないのだろうか。
- 4 . 働く親にとって時間は非常に貴重で、2つの保育園に分散することは、経済的にも時間的にもロスである。兄弟にとっても、同じ園で学ぶことは精神的にも子どもの成長にとってもプラス部分が多いと思う。待機児童がたくさんいて不公平感があるが、保育園を増やすことしか解決策はない。  
昔と違い、これだけ女性の社会参加がめざましく（これから将来はもっと顕著になると思う）なると、八王子市側ももっと本腰をいれて保育園の増設に力を入れるべき。
- 5 . 確かに保育園は兄弟で違うと大変だと思う。一番のネックは保育園の数が少ないからだと思う。保育園が幼稚園と合併するという話はどうなのだろう。一番いいのは、母親がそんなに頑張らなくてすむ社会が望ましいとは思っている。ある程度、利用が期待できる企業であれば保育園を併設してもらい、助成金を出してもらおう。1つの企業だけでなく複数複合でも出来れば拡大につながるかも知れない。
- 6 . 兄弟が別々になることは避けたいと考える。データによると、0～3歳児が保育園の大きな特徴なので、4歳からは幼稚園を利用し、その分の人数を0～3歳児に振り向けるなどとしたらどうか。入所選考は、2人目までは優先として3人目からは待機児を優先にする。
- 7 . 家族は同一行動をとれることが望ましい。
- 8 . すべての人が満足することは難しいことかもしれないが、兄弟が別々の園では、保護者の負担はかなり大きいと思う。見直す点は、（実態が把握できないので、参考になるかわからないが）送迎の問題、車の有無、誰が送迎するか等それによって、大変な状況の人を最優先する。
- 9 . 保育園は経験したことがないが、子育て中は、小学生時に学童保育にいかせた。そんな経験から、兄弟は一緒の方が親は安定して就労できる。特に首都圏における就労は大変な労力がある。兄弟一緒に親が安心して働ける状況にするに尽きる。
- 10 . 下の子どもの面倒で上の子の送迎が結構大変だったり、1才までは毎月熱を出していたり、仕事の勤務状況にも影響し、2～3人と子どもの数が増えると精神的にも忙しく、母親の負担が増えるので同じ保育園に入所できるように考慮してほしい。妊娠時から予約を認めて、空きが出たら入園できるようにしてほしい。
- 11 . やはり兄弟同じ園を最優先にすべき。不公平感是否めないかもしれないが、送迎の大変さは考慮すべき。保育園に余裕があれば、保育園に入れて働きたいと思っている親はとても多いと思う。もう少し保育園の数が増えるともっとよい。

12. 兄弟が違う保育園に通うという状態は不自然なので兄弟は優先すべき。
13. 基本的には同じ保育園に決定することが望ましいと思う。親や手伝ってもらえる人がいる場合はいいが、毎日の送り迎えのエネルギーは大変なものがある。現在の基準により、いろいろな結果になり不平や不満が出ることもあると思うが、すべての家庭が満足できるというのは無理だと思う。しかし、決定通知に理由等わかりやすく説明があれば、精神的には随分違うのではないか。
14. 少子化対策の為、働く親をサポートする為、兄弟の教育の為、兄弟姉妹は同じ園に行けるようにするのが望ましい。第1子入園時に入園条件を満たしているのだから第2子を優先してもよい。経済的負担を第2子について軽減する必要があるのだろうか。他の制度で第2子については色々の保護があるから。大事な問題で保育園とそれを補う制度、サポートする制度をつくり、その総合力で働く親を支える保育制度になってほしい。
15. 親としては、子どもたちを平等に同じ環境で育てたいと思うはず。兄弟同士も幼い頃の共通の思い出として、同じ保育園・保育士にお世話になった方が楽しい思い出として豊かに心に残ると思う。いろいろと市側の状況は理解したが、子どもたちの気持ちも大切にされてあげられるよう祈る。
16. 朝夕の送迎を考えると兄弟は同じ保育園が望ましい。その場合、2人目以降は何人であっても半額でいいのでは。
17. 兄弟は同一保育園に入れるのが望ましい。兄弟が多いと長期間独占することになるが、保育園は親の負担を軽減することを目的にしているのだから、仕方がないように思う。
18. 兄弟というのは、保護者が同一であるので、入所要件ポイントも一致すると思う。そのため、「兄弟が在園していたら常に優先する」となってもやむを得ないと思う。送迎の時間帯が同じ以上、別々の保育園に通わせるというのは、非常に厳しいと思う。
19. やはり、兄弟が在園していたら優先すべきである。保護者の毎日の送迎の苦勞を少しでも軽減して、子育て支援の環境を整えていかなければ、今大きな社会問題となっている少子化は解決されない。これから生じる不公平感を少なくするためには、現在八王子市をはじめ各市が独自できめ細かく実施しているポイント制の選考基準を、必要に応じて随時見直していけばよい。
20. 在園児がいても下の子が優先入所できないケース、また別のところへ入所できた場合でも送迎には時間をとられるため、入所の意味・効果は半減となる。現状でも待機児がいるところへ優先入所を考えるのは、極めて難しく無理があり現行の受け入れ能力ではよい解決策は見当たらない。受け入れ能力の増強以外に解決策はないと思うが、これにも人的面や予算面に制約があり実現には障害がある。

- 2 1 . 兄弟姉妹が入る場合は、同じ保育所をお願いしたい。また、少子化が問題化されている昨今、小学校に保育所を設置する等、空スペースを有効利用して、できるだけ働く母親たちを助けてあげる努力をするべき。ベテラン主婦の補助等労働力の確保は、いろいろあるはず。待機中の子どもたちがいなくなる設備を増やすべきである。育児ノイローゼや幼児虐待もなくなるのでは。
- 2 2 . これから子どもを保育園に入園させたいと考えている立場なので、やはり兄弟は同じ園に優先して入れてほしい。(入所ポイントが低く見送られた場合は、翌年入園を最優先させてもらえるなどの案をつくってほしい)
- 2 3 . 将来、自分がその立場になったら、どうするだろうと真剣に考えてみたが、とても難しくて答えが出ない。どちらの立場も気持ちはよく分かるが、やはり兄弟ともに同じ保育園に入園させる方が、親の時間的体力的口スは削減されると思う。
- 2 4 . 少子化に伴い、保育園の入所は私の子どもが通っていた 20 年前より、ずっと楽になっていると思っていたが、様々な問題に驚いている。兄弟の場合は、同じ保育園というのを前提にしないと兄弟間での不公平もおこり、保護者も通園の送迎が大変だと思う。世帯間の不公平の問題は難しいが、1人ずつバラバラよりも、少し遠くなくても同じ保育園に通園させることの方が家族間でよいと思う。
- 2 5 . 不公平が起きるのは仕方がないことだと思うので、基本的には兄弟(上の子)の在園している保育園に入れたほうがよいと思う。別々の園への送迎の苦労は相当だと推測されるし、それで第2子・第3子の出産を諦めるような世の中になってほしくない。
- 2 6 . 働かなければいけない状況にあるのに、兄弟のどちらかだけでも保育園に入れないと働けなくなってしまう。少子化がいわれ続けるなか、安心して子どもを産めるには出産後の保育園の確保も重要だと思うので、兄弟がいる人は優先するべきだと思う。
- 2 7 . 兄弟が同じ保育園に入ることを優先することに異議はない。現在のシステムで大きな問題はないと認識している。
- 2 8 . 現在の保育制度において、入所希望者が定員を超過しているため、一定の待機制度をつくることはいたしかたないと思う。しかし、第2子、第3子出生の場合、上の子と下の子等が別々の保育園になることは、親として苦痛である。下の子が出生したら、上の子の在園している園に優先的に入所できるようにしたらよいと思う。
- 2 9 . 基本的には、兄弟が同じ保育園に入園することが望ましい。保護者が一番よいこととは何かと考えると、兄弟が同じ保育園に入所することで送迎が一番楽であり、仕事をしやすくなる。世帯間の不公平感はあるが、それはお互い様と思う。但し、保育料の多子軽減制度は見直して、2人目 70%、3人目 30%にしたらどうか。

- 30 . できるだけ公平にといった大前提にたてば、ケースによっては違う保育園に通うことも出てこざるを得ないのではないか。その場合、できるだけ近い保育園や、ケースによっては途中でより適切な保育園へと変わることも視野にいれ、柔軟に考えるのがよいのではないか。
- 31 . 十分に収容できる状態なら問題ないと思うが、兄弟がいる家庭を優先してしまうと他の人の希望が受け入れられないことが多くなり不公平になると思うので、公平な選択が大切だと思う。例えば条件を考慮しないで抽選一本にするなど。
- 32 . 誰も自分の子どもを兄弟の入園している保育所に入れたい。これは人情であるが、保育所は公的施設であり、希望者が収容数を上回っている現状から、いたずらに個人の訴えに耳を傾ける必要はない。問題は誰もが見聞きできる統一基準がある以上、個々の理由を挙げて特別の配慮を求める不合理さを自覚しないことである。私は、八王子市民は八王子市政の方針に基づいて生活する必要があると信じている。
- 33 . 多子優遇措置は多方面で行われているので、保育料の軽減だけでも十分すぎると思う。「家庭での保育に欠ける児童」のための公的援助施設である保育所を利用する際には、多少の苦労は当然と思ってもらいたい。保育者に対して「親が仕事をする＝子を保育所に入れる」という安易な発想をただすような指導が望まれる。
- 34 . 酷な言い方だが、どこの地域でも保育園入所が厳しい状況なのは、入所前に大騒ぎしなくてもある程度は了承済みのことではないだろうか。それでも出産し、通勤することを決めたのなら、兄弟が同じ保育園に入れなくても、どこかに入れただけでもよしとするべきではないだろうか。
- 35 . 急ぎで子どもを預ける場合、同じ園に入れないのであれば、暫く違う園に預けても仕方がないと思う。
- 36 . 公平・平等の観点から、できるだけ多くの家族にチャンスを与えるべき。同じ世帯2人の同一保育園の優先は避けるべきである。
- 37 . 兄弟に在園児が「いる」「いない」で優先されては1人っ子（兄弟がいない）の親の立場としては、到底納得できるものではない。各世帯に最低1人は受け入れてもらえる様にすべき。職場に託児施設がある等、その時々によって事情は異なるはずなので、本当に必要な方に保育園を提供してほしい。
- 36 . 同じ保育園に在園できるのが最も好ましいとは思いますが、全世帯に平等に入所できるようにする方が大切だと思うので、違う保育園になっても仕方ないと思う。在園児がいるので優先するという基準は、絶対不公平感が出るのでやめ、皆が我慢できる所は我慢して少しでも多くの世帯が利用できるようにしてほしい。

- 37 . 同じ保育園に入れれないというのは、ポイントが低かったわけだから仕方ないと思う。例にある送迎の問題などはファミリーサポートやベビーシッターをお願いするなり保護者がどうしたら子どもにも親にも負担が少ないか自分で考えるべき。仕事を続ける決意があるのなら、ある時期は保育にお金がかかってもキャリアアップにつながると思えば無駄ではない。公費を使っているのだから世帯間の不公平は最小限にしてほしい。
- 38 . 送迎の苦労は察するが、その為に他児が入園できないというのは、おかしいと思う。在園児がいるかいないかに関わらず、その子自身で選定するべきだと思う。
- 39 . 子育てをして働くという中で、親として少しはリスクを負わないとやっていけないと思う。  
送迎に苦労しているというが、私事ではあるが双児を年中から2年間入れなくやっと入れる所が家から遠方だった。引越しをして車もなく、毎日自転車急坂を押して通った。今にして思うといつも子どもと一緒にいたので頑張れることができた。同じ園に入所しなくても入れる所へ感謝をする。後によい思い出になることもある。時間を工夫して1日をやりくりしてみてもは。
- 40 . なるべく保護者の負担を軽減することが理想だが、そのために他の人にとって公平さがなくなるなら優先させるのは反対。
- 41 . 平等であるべきだと思う。保育園に入れれない子もいるのだから送迎の苦労は我慢するべき。もしそれがいやなら民間の保育園を利用すべき。
- 42 . 公平性を保つ為には、在園児がいても優先する必要はないと思われる。
- 43 . 兄弟同じ園に入れるのは理想だが優先するのは不公平。保育の必要順にすべき。仕事を続けるプライドだけの人は譲るべきである。
- 44 . 兄弟で同じ保育園に入れなかった場合の保護者の苦労は想像でき、同情もする。ただ、待機児が多くいる現状、予算の限界等を考えると、運営側も利用者側も痛み分けが必要。保護者にとっても“最”優先なのは、『兄弟同じ保育園』ではなく『兄弟ともどこかに入園できる』ことのはずだと思う。  
ただし、仕事をしているのではなく、体が弱くて子どもを入園させたい保護者の場合には、例外措置をとってもよいと思う。
- 45 . 数年間のことなので、兄弟が別々でもよいと思う。なぜなら、機会は広く平等に与えられた方がよいと思うので。
- 46 . 在園児がいることで優先順位が高いようだが、それはおかしいと思う。もっと保育に欠けている児童を優先するべきと考える。公の保育施設であるならば、平等性を重視し、不満がでないように配慮したほうがよいと思う。別の園になってしまっても、入所できないよりはよいのではないか。

47. 兄弟が同じ場所に入園できることは理想だが、公平を第一と考えるべきで、親は子宝の恵まれた「恵」を送迎によって公平に分かち合うことが必要だろう。甘えは禁物。
48. 多子軽減制度があるのだから、兄弟で別々の園でも入所できれば、送迎の手間はいたしかたないと思う。できるだけ近い場所の園に通えるように配慮されればよいのではないか。
49. 兄弟同じ園を最優先させる必要はないと思う。ただ、子どもが増えたために働けなくなることはないように所得や周りに頼れる人がいるかなど、どの位生活に密着して困っているかをチェックして入園させるべきである。
50. 兄弟で在園児がいるが、下の子は待機で他の保育園等に送り迎えする大変さはわかるが、優先させてしまうとその分他の家庭での経済的負担は大きくなってしまふ。ポイントを加算する今の方法でよいと思う。
51. 私個人の意見とすれば、現在の方式を崩さず続ければよいと思う。どの様な方法であれ、完全な公平な制度というのは不可能ではないかと思うし、方法を変える時には、必ず反対意見は発生し、その反対意見にも正しい理由がある場合もある。緊急な事情がないならば、現在のままだもよいのではないだろうか。また、送迎に関しては、現在運行している『はちバス』を、更に利用することも考えてみたらどうか。
52. 公平の観点からも現在の方式がベターだと思う。
53. 現在の方式でよいと思うが、保育料の多子軽減制度で3人目は10%の額について同一要件ポイントの場合に優先された上で、更に保育料軽減で、多子は随分有利に感じる。20~30%位の保育料でもよいのではないかと思う。
54. 保育園入所基準（最低基準）を同様に満たし、兄弟と1人っ子の家庭があった場合、兄弟がいる家庭を優先すべき（現行通り）。1人であれば月約5万円許可外にいれることも可能。少子化の時代、子どもが多い家庭を優先することは間違っていない。また待機中で子どもが2人以上の場合でも、一旦許可外に預け、仕事をする他ない。「許可外に預けている」というポイントを設け、高くすべき。
55. 公平さの観点から、同じ保育園に入園できなくても仕方ないと思う。現在の状況のままでよいと思う。
56. 各家庭の事情を考慮しすぎるときりがない。それぞれ考えも希望もあると思うが、今の選考の方法をこれ以上変えるのは難しいのではないかと思う。我が家は幸いにも兄弟そろって同じ園に入れた。それでも自宅からはかなり距離があり、送迎は大変だが仕方ないと思っている。現状の選考方法でよいのではないだろうか。



57. やはり、兄弟同じ園を優先させるのは不公平だと思う。できないのであれば、なるべく近い園にするなどの配慮はしてほしい。仕事をするのが入所の一番の目的であって、子どものためなどと思うなら他の選択も十分できる（幼稚園で延長を使う等）。今まで通りの選択でよいと思う。色々な我儘をきいていたらきりがない。
58. 公平に基準に沿って、選考するのが不満を防ぐ方法だと思う。しかし、ゆとりがある場合は優先してもよいように思う。
59. 今ある施設や人員を最大限有効に活用しようとするこのような問題提起を行っているのは理解できるが、そもそも全ての子どもに必要な保育施設があることが当たり前だと思うので、どのような優先順位で入所させるべきかを議論する前に、まずどうしたら保育施設を充実させることができるのかを議論すべきである。
60. 一旦は、現在の方式で入園選考をして、その後同じような家庭と連絡をとりあって、枠を交換するのを行政が手助けすることはできないだろうか。転園になる子の負担もあるが、入園が決まった時点で交渉を開始して双方が納得いくように調整してほしい。（例 家の長男がA園、次男がB園に通っており、家の長女がB園にいて、今度次女がA園に通うと決まった場合、家次男と枠を交換してもらおう）
61. 先の質問では優先枠の必要はないと思うが、入園が決まれば在園児の幼稚園に変更可能な仕組みが必要。
62. 兄弟で同じ保育園が望ましいが、他の家庭との公平性も考える必要がある。
63. 労働する必要性により、ケースバイケースでしっかりと判断できる機関をつくりその結果を随時反映すればよい。理想は、すべて望みをかなえることであるが、生活する上で労働する必要がある場合は優先すべき。
64. 親元を離れる子どもにとって何が一番よいか。兄弟一緒にいるのは心強い。優先されればその分の保育料は当然あがる。保育料の多子軽減制度は、一律に適用されるのはおかしい。1人でも多くの子が入所できるよう保育所の数を増やすこと。保育園を利用する期間は決まっているので親もそれなりの負担は覚悟してほしい。また税金も使ってほしい。
65. 本来、兄弟は同じ保育園に入学することが望ましいと考えるが、保育園の入所基準があるならば、基準に該当しない2人目の子どもは受け入れるべきではないと思う。基準に該当する他の待機児を優先することが公平であると考え。また、保育料に多子軽減制度を適用するのも理解できない。
66. 何とも難しく判断に苦しむが、平等性から考えると例にあるBさんの子どもを優先的に入園させてあげることではないだろうか。市や国からの援助や1人にかかる経費を考えると一家庭ばかりに恩恵があっては不公平になるので。
67. 無条件で兄弟姉妹を入れるのは不公平であり、どこかで線引きの必要がある。少しでも待機児を少なくするためには2人目のみ制度がベターな選択だと思う。

68. 同じ世帯で違う保育園に通わせるのは大変なことだと思う。しかし、待機組もいるわけで不満も出る。保育園が増える、預かる園児が増えるとよいが、保育士の1人当たりの園児数が増えるのは危ない。もっと、税を使って入所が楽になるよう願う。
69. 大変難しい問題でどうこういうことは出来ない。
70. 待機中の子がいなくなるように、保育園を増設してほしい。
71. 選考基準指数を見ても6から10と差はほとんどない。保育料の12区分で見ても多子軽減制度で例にある金額でも25,620円が47,100円、倍にもならない。19区分でも約43,000円が82,500円を3倍(3人の場合)以下だ。2倍以下なら好ましいと思う。在園児がいる場合、必然的に決まってしまうと思う。
72. 在園児がいる場合は入園が比較的楽だといわれているが、その実態をよく調べることが必要だと思う。両親とも働いていることが前提だろうが、勤務先はどこなのか、勤務時間は何時から何時までなのか。他の保育園では送迎が本当に無理なのか等、よく調べて入園させるかどうかを決定すべきである。そうでないと設問にあるように待機中の子どもたちが気の毒である。
73. どのようなケースであっても、必要度、緊急性を公平に審査してポイントの高い順に入園させるべきであり、例のように2人とも入園できている家庭がある一方で2人とも待機中になるということにならないように、一人ひとりを対象に考えるべきである。
74. 待機児を少なくする為のアイデア(各園の定員の増加、シフト制、2部制等の策)を、知恵を絞って考えてもらいたい。
75. たとえ兄弟の通園場所が異なっても、送迎に苦労しないよう、市内の保育園について、市役所が協議の機会を持った上で、共通の送迎場所を設けるようにする。
76. 一番よいのは兄弟が同じ園を利用し、利用したいときより入所可能であることだが、子どもの多い地区や少ない地区では同じ条件で利用することが難しいと思う。できれば、市か園が他地区や他園の状況を踏まえ、前もって状況を親に伝え、兄弟全てを受け入れることのできる園を教えてあげるような相談の窓口が必要なのではないか。
77. 子育ての負担を一方に偏らせることなく、できるだけ公平に分かち合うためには現行の「同一ポイントのときのみ優先する」というのが現時点では好ましいと思うが、それぞれの負担の中身が異なり、現行が必ずしもベストとはいえない。負担の中身に踏み込んだポイント制の基準の見直しが必要。
78. 基本的には保育園を増やし、待機児童を減少させること。同時に地域間のアンバランスを見直し、人口に比例した保育園・受け入れ児童数を設定し、地域格差をなくすことが解決策。当面は、2人目までは優先することしかない。在園児即長期入所という固定観念を廃して、6ヶ月未満の短期入所制度を取り入れる等、そ

それぞれの家庭状況に応じた、弾力的な運用を取り入れる事も大切。そのためには、きめ細やかな管理が必要となる。

- 79 . 1人目の子の在園理由を把握して、その家庭の現況を入園時と比較する。そして判断をする。また預けて働いている人の収入と働きたいが時間制限で収入減になっているなどを考える。
- 80 . 兄弟別々の保育園に忙しい朝夕に送迎するのは、やはりかなり負担だと想像できるが、公費が投入されている以上、公平性の観点も重要だと思う。認可保育所以外の施設は割高ということから、やはり利用を希望する家庭の個々の経済状況を見て判断せざるを得ない感じがする。待機児が多い以上、不便さも公平にとなってしまうそうだが。
- 81 . いわゆる甘えた考えで保育園を志望している家庭の兄弟と、真に保育を必要としている兄弟の保育機会に公平をいえば別の不公平が生じるとは思うが、必要度の低い人まで希望されているのは何故か・・・そのニーズを幼稚園で補完できないのか、そして、幼稚園に比べて資金面などで必要以上に優遇が行われてはいないか見直してほしい。
- 82 . 送迎に関しては地域のかももっと活用できないかと思う。例えばボランティアや民生委員、地域推進委員など。現在の制度は現実と離れたものになってきているので、制度を現状に合わせていく必要がある。
- 83 . 兄弟が別の保育園になることは、不自然なことだと思う。しかし、在園児がいる家庭を優先して2人共待機中の家庭ができるのも変な話だと思う。やはり保育園を増やし、受け入れ人数を増やすのが一番よいと思う。
- 84 . 1人でも2人でも同じようにすべき。先着順かあるいはポイント制などにしてある程度の公平を期すべきである。
- 85 . ニーズは地域的に偏りがあるはず。できるだけ、施設規模を大きく（勿論限度がある）して、待機中とならないようにすべき。保育士の方々が混んでいる保育所を手伝う（転勤）などしてニーズへの対応力を増やせないのだろうか。
- 86 . 児童の家庭の事情によって、個別にそして柔軟に対応すればよいと思う。その際、市と在園児家庭がともに児童福祉法第16条で規定されている児童委員を活用すればよいと思う。

問 8 . 保育園入所選考基準について、御意見等がありましたら御自由にお書きください。  
(自由記入：300 字以内)

- 1 . ある市では、3 人目以降無料制度などを設けている。少子化の時代、市町村にはそういった対応が求められる。八王子市で今の条件を厳しくしたら、時代に逆行するのでは。八王子は子育てを目的に引っ越す方も多いので、今の状態をマイナスに捉えるのではなく、逆に、八王子はこれだけ手厚いということを子育て世代に強くアピールすべき。

また、特に正社員の方の産休明け予約制は反対。正社員は一般のパートや派遣の人に比べて勤務条件も給与も大変恵まれている。許可外という選択肢もあり、許可保育園で全て網羅する必要はない。南大沢地区は認可外がないので、市も考慮してほしい。

- 2 . 経済的に困窮している人、老人介護や障害児の世話などで精神的に追い詰められやすい人が、少しでも高いポイントがつくようにして優先される選考基準であってほしい。

最近では保育園の費用を払えるのに払わない家庭が問題になっているが、そういった人の陰で入園させたくても待機になってしまい、高い費用を支払っても頑張っている人達がバカバカしいと思わないように選考基準のチェックの徹底と必ず滞納させないことも考えてほしいと思う。

- 3 . 少子化問題は、今重要なことだと思う。子どもが生まれない問題点はいろいろあるが、保育園についていえば、最重点に政府が取り組む問題だと思う。全てお金を与えて優遇するようなやり方ではなく、子どもが生まれやすい環境が重要で、子どもがほしいという精神論的になりますが、やはり育てやすい環境づくりだと思う。

いただいたデータを見ると国の予算は低い。この問題は市町村より国を挙げて取り組むことだと思う。今取り組んでいる内容ではだめだと思う。もっと国民の声を聞く場を設けて、現状抱えている問題と今後の課題を明確化して解決しなければいけない。所得格差がでている現在、入所基準は所得を大きなポイントとして判断することがよいと思う(共働きは、合算で)。

- 4 . 保育園の数が今後簡単には増えないのであれば、より必要とする人が利用できるようにすることが大切である。資料を見て、高所得者の保育料が安いと感じた。高所得者は民間の高い保育園でもよいのでは。民間の質の高い保育園が増えてくれればよいと思う。資料を見て、保育園の運営に多くの税金が使われているのを知った。利用者一人ひとりが認識してほしい。

- 5 . 正社員で共働きの家庭は、会社の福利厚生もあり比較的裕福なはず。公立保育園に入れなくても、私立保育園やベビーシッターを雇う余裕があると思う。綿密な調査を通じて、生活困窮度が高く保育環境の悪い子どもたちが優先的に公立保育園に入所できることが望ましい。親の都合よりも、恵まれない子どもたちを早急に保護することを常に使命としてほしい。
- 6 . 我が家の近くに保育園があり、保護者を観察する機会が多いが、送り迎えの状況を見ていると、高級車・華美な服装など必ずしも経済的な理由から保育園を利用しているとは思えないと感じることが多い。もちろん労働の意欲は認められるべきだが、保育園の入所基準としてはあくまでも経済的条件・必要性を重視すべきだと思う。経済的な余裕があるならばできるだけ幼児期は両親が子育てにあたるのが子どもたちの将来、日本の未来にとっても大切ではないかと思う。
- 7 . 経済状況（働かざるを得ない事情）を第一にして選考すべき。
- 8 . 働きたい働かざるを得ない親がいるのに、保育園の数はなぜ増えないのか。今は幼稚園でも3年保育が一般的になっている。学校や集会所など日中の空き部屋を利用して託児所をつくれぬものか。資格のある保育士に、そして老人パワーを活用してもらう家庭的な保育所があってもよい。老人のデイサービスなどと併用した施設はできないか。
- 9 . 少子化対策を実際に実現するなら、親が安心して就労できる保育所数は必要。
- 10 . 就労要件の最低ラインが、週3日、1日4時間というのを知らず驚いた。毎日のように働いていないと駄目だと思っていたので。また、運営経費に公費が多く投入されていることも知らなかった。安心して母親（父親）が働けるように、国や都がもっと保育園を増やすようになれば、税は使われるが、入所選考基準も厳しくなくなるだろう。
- 11 . 今の状況で「入所要件ポイント」「優先制度の見直し」「予約制度の設置」だけで保護者の不満を解決するのはむずかしいのでは。保育園を増やすことを希望する。
- 12 . 子育てと仕事の両立をする若い世代が今後も増えると思う。保育園の増加が最もふさわしく予算の配分に力を入れてほしい。将来の国の基本になる人を育てることに、親が安心して働くことができるように、保育園の増設が望ましい。
- 13 . 選考基準がオープンではないので、いろいろな噂が先行していると思う。保育園に入れないと働けなくなってしまうので、それを避けるために育休を短くするなど、せっかくある会社の制度もなかなか利用できない。  
また、子どもにあう保育園に通わせたいが、入園することが第一の目的になってしまい、とにかく入れればどこでもいいと思ってしまう。現在、2人目を妊娠中だが保育園を利用したいと思っており、無事に保育園に入れるのかどうかばかりが気になってしまう。できれば保育園の数を増して待機児童が少しでも少なくなるようにしてもらいたい。

- 14 . 少子化時代を迎え、子どもを抱えて働く家庭を応援したいと思うが、市民の税金を使うことを考えると現在の入所基準でよいと思う。
- 15 . 就職活動中（離職票やハローワークで就職活動中など確認をとって）もポイントを加算してほしい。保育園に子どもが慣れてきたら（入園1ヶ月か2ヶ月間後）職につくのが理想。その間就職活動が可能であるから。
- 16 . 不公平感をなくすため、選考基準を設けることは必要かと思うが、すべてにおいて杓子定規とはいかないので、相談窓口を設けるなどして、個人の条件に相談にのることができるような体制づくりが必要だと思う。
- 17 . 2歳児を育てている。希望して専業主婦だが、母親が働くことも必要だと思う。父親が長時間勤務であったりすると、近くに祖父母のいない人は母子ともにとっても大変な毎日になると思う。ライフワークバランスを保てるように、行政が企業に指導してほしい。
- まずは、病気・出産等、現在も優先順位の高い方を最優先にしてもらいたい。NPOの保育園などを増やし、公の保育とサービスとしての保育が住み分けられるようになっていくとよいと思う。仕事が理由の方は、多少お金を払っても自分の納得のいくサービスのところへ、本当に生活に困っている人は公の施設で、と線引きできれば理想的なのだと思う。
- 18 . (1) 出産・育児により女性のキャリアが損なわれないような施設が必要。  
 (2) 待機者がなく、全員入所できるようにするのがベター。  
 (3) 行政側だけでは無理  
 (4) 保育料を上げ民間保育所に近づけ、民間保育所の新設・増員を促進する。
- 19 . 資料等を読んでみると、入所選考基準というものに照らしてポイントの加算を行い、それによりポイント点数の多い者から入所できるようになっている。しかし、よく読むと、両親の生活基盤のみに重点が置かれ、入所する子どものポイントがこれに反映されていないのではないだろうか。
- 私は、子どもたちの年齢、例えば2人子どもがいて年齢差5歳と2歳の場合、子育てに苦労するのは、後者である。年齢差がある程度離れていれば、上の子が下の子を見るが、年齢差が少ない場合は、それは不可能である。また、どちらかの子に障害があれば、なおさらである。この様に、子どものことを詳細に調査することも重要ではないだろうか。
- 20 . 選考基準についても、現状維持でよいと思う。公平さを目指すことは大切だと思うが、完全に公平な制度をつくることは不可能に近いものがあると思う。
- 21 . 現状に合った選考基準の見直しは必要だと思う。地域・所得・交通・人員など社会情勢が変化している現状では、定期・不定期の見直しで子どもの環境づくりは重要と感じる。

親の都合で送迎が大変だから、仕事の都合だからとっていること自体、私は納得できない。子どもを育てるのが親の役目ではないか、それを自分の都合で他責にするのは、子どもが可哀想だと思わないだろうか。

- 22 . 少子化対策として、八王子市はどのように考えるのか。子どもがいることで労働できなければ、子どもをつくる環境ではなく、改善されないと考える。

また、労働する必要性をケースバイケースでしっかりと判断できる機関をつくり、その結果を随時反映すればよいと考える。

以上により、客観的に見て救われるべき人が対応され、よい環境がつけられると考える。最低の生活環境を整えていくことにより、貧困による自殺または犯罪が低減すると考える。

- 23 . 選考基準が累積ポイント制であるなら上限 10 点切り捨てに疑問を感じる。

- 24 . 自分の子どもも保育園だったが、そんなに待つことなく希望通りの保育園に入ることができたのは本当にラッキーだった。ただ、兄弟優先やフルタイムで働く家庭が優先されるなど耳にした時は確かにブルーになった。

なぜ、待機児童が生まれてしまうのかをもう一度よく考えるべきではないかと思う。少子化問題といいつつ、実際産んでみたら保育所に入れないというのは望ましい現実ではないはず。現状を改善するには枠を広げないと他に改善策はむずかしい。待機児童の話をするたび、いつまで続くのかと思う。国や市町村が本気で取り組まなければ解決には至らない。

- 25 . 少子化の時代だから、多子が有利になっているのかもしれないが、保育料の多子軽減制度で 3 人目が 10% で入ったことにより 100% の保育料で入園出来ない子が出るのが考えられる。少子化防止を考えたとしても、3 人目が 10% の保育料というのはちょっと少ないのではと感じた。

- 26 . 選にもれても納得できる方法が望ましいと思う。といっても保育園に入ることができないために生活面に困難がでてくると困る。必要度の基準を確固たるものとして審査すればどうか。勿論実施しているのかも知れないが…複雑で難しいことだと思う。

- 27 . 昔のことであるが我が家も 2 人の子どもを育てている際、共稼ぎではあったが保育所を利用することができず幼稚園へ入所したり、母に見てもらっていた。当時は、公的保育園の数も少なく、選考基準も厳しく、我が家は該当しなかったのであろうと諦めていた。

現在、選考基準も明文化されており、議員に頼むといった不明瞭な入園はなくなったと信じている。各自治体はその財政力のせいもあって全国一律の取り扱いができないことは当然である。それでなくても八王子市はそれぞれ相応の努力をしているのであるから、これ以上を望む人は、別に八王子市に居住している必要はなく他へ行ってもらいたい。

28. まず、現実に選考基準は守られているのだろうか。また、働くことが最優先され、乳幼児期に愛着形成がきちんとできなかった子どもたちが激増している現状を考えると、入所基準の抜本的改革が必要だろう。安易に保育所を利用し、育児を回避している保護者は多数存在し、彼らは「自分の子どもは自分で育てる」という自覚を持っていない。
- 子どもは社会が育てる以前に心のよりどころとして、特定の大人が必要だということ念頭におき、加えて、幼稚園に通わせている保護者との援助格差にも気を配り、当然ながら、保育士・保育所の質的向上にも効果のある施策が課題となる。
29. 幼稚園との提携や少子化で定員割れの小学校や老人ホームとも連携で解決する手立ては考えられないか。(時間はかかっても目先の手段だけでは解決できないと考える)
30. (1) 入所基準は、市が入所希望者を選別しようとするから発生する問題だと思う。民間設備を含め希望者全員を入所入園させることを優先すべき。
- (2) 保育園は子どもまたは母親が病気や障害に患っている等、身体的ハンディキャップを負っている場合、別紙1の八王子市保育所入所事務実施要領 3. 入所の承諾 (2) 選考指数の適用 エ. 「次に掲げる事項の順」 疾病及び障害者に限るべきで、その他は民間の幼稚園に任せるべきだと考える。(行政はその幼稚園の管理監督を行う。)
- (3) 保育料基準額は一本化すべきだ。
31. 今までの問題点は施設と職員の不足、すなわち、予算の欠陥にあると思う。日本は正に少子化時代。国をはじめ、地方自治体も惜しまずに子育てにお金を使うべき。目先には間に合わないが、ボランティアの方策も一案かもしれない。
32. 現在、少子化が問題になっている。それを援助する意味でも兄弟を同じ保育園にという考えは必要かと思うが、1人の保育にかかる経費を考えると3人目は10%とは驚いた。ましてや経費がかかる0歳児は368万円もかかるとは。八王子市・東京都・国からの補助金は平等に使われるべきであり、その辺の金額的な恩恵を保護者に掲示して理解を求め2人目や3人目の子どもより同じランクなら待機児童が優先されるべき。
- また、こういった事業は人件費が大部分を占めると思うので、例えば人手不足の保育所などには、一般のボランティアや学生の休み時のボランティアを要請し、直接子どもの保育に関わらなくともほかの面での手助けを求めるのも一案と思う。
33. 私が経験したことであるが母親がガンで入院した緊急事態で早くに保育園に入れた家庭があり、市立であったが父親が安心・感謝したケースがあった。臨機応変のよい例だと思った。



- 34 . 我が家は私立幼稚園だったが、働いていないのに子どもが保育園に入園していたり、保育料もとても安くて不思議だと思えるケースが多々あった。全ての人に公平になる事は不可能で、決まりを決めてもそれをくぐり抜けて不当な待遇を受ける人がいるので、難しい問題だと思う。
- 私は他県のいくつかの私立幼稚園に通わせたが、私立幼稚園でも待遇が保育園並で、働いている方は沢山いた。八王子は私立幼稚園の月謝はとても高いのに内容は地方に比べて劣っているように感じる（時間が短く、休日も多い）。保育園と私立幼稚園の差別を少なくすることは不可能だろうか。そうすれば、選択の幅が広がるのではないだろうか。
- 35 . 現状の基準でよいと思う。基準についてではないが、待機児童数を減らす努力をされていると思うが、認可保育所を増やすことが第一で、プラス保育ママやこども園などの保育料を認可保育園と同じレベルまで引き下げる必要があると思う。私は、現在、保育園を利用しているが、本当は働きたくても、どうせ保育園は倍率が高く、無理とあきらめて申し込みをしていない母親たちをたくさん知っている。この方たちを含めると、実は膨大な数の待機児童がいることをご承知のことと思う。
- 母親たちの育児ストレスが多く、保育園に預けたいという気持ちを理解することが本当の子育て支援だと思う。保育料に関しては、我が家は、3歳未満児を預けているので、非常に高い保育料で、自分の給料の半分近くを収めており、悩んでいる。保育料基準額は、区分の20以降の高所得者には、3歳以上に限り、負担増を検討してもよいのではないかなと思う（3歳未満児は、すでに高い）。
- 36 . 保育園の運営に、多額の経費がかかっているのには驚いた。少子化の問題や経済的な問題等、様々あるがもっと見直す点はないだろうか。生活保護者の見直し。0～3歳児は、親元で育てるよう子どもの教育の為にも推進する。入園してからの状況の見直し。働いていないのに自営の場合も、手伝いをしていなくても、偽って書類を書くという。もう少し、厳正に入所時は書類の事前調査をすること。
- 37 . 本当に必要な方に提供してほしい。在園の兄弟がいるから優先とされては、保育園の利用を考えつつ初めての出産・・・という妊婦さんには、大変な悩みとなるはず。最近では幼稚園でも早くからの預かりや延長保育もあり、また、保護者の勤務時間によっては、いくら就労していても幼稚園での保育で都合の合うケースもあると思うので、厳しいようだが、基準は今よりも上げたほうが公平だと思う。
- 38 . 近くに面倒をみることのできる祖父母等がいる人の点数をもう少し下げてほしい。本当に困っていても誰にも頼れない人を最優先にしてもらいたい。出産や突然の病気になった人の場合は、必ず入所できるようにしないと、少子化も解消されないと思う。

また、もう少し基準を公開してもよいと思う。私の周りでは、憶測で選考基準について批判している人も見かけるので、不公平な基準だと思いこんでいる人もいる。

- 39 . 家族の年間の収入状況と家賃などの実生活費や子どもの数、なるべく早い親の届け出や働く事を希望する以上、可能であるのだから、生活基準で考慮してほしいと思った。
- 40 . 別紙1 八王子市保育所入所事務実施要領 3 . 入所の承諾 (2) 選考指数の適用 キ . 所得の低いほうから承諾になるというのは必要なのだろうか。前々年分の所得まで比較することに意味はあるのかと思う。小学校3年生以下の多い世帯のところでは学童保育に通っているかもチェック項目に入れてはどうか。自営などで学童期になれば自宅で過ごせ、祖父母宅で過ごせるとなると親の負担に差が出る。同ウ . 「両親とも不在」というのは自宅とお店が別であれば適用されてしまうのだろうか。送迎者が就労者ではなく祖父母が行っている場合もかなりある。そういう場合は就労者の送迎家庭を優先するなど今の保育の状況に合った基準の方がよいと思う。
- 41 . 我が家にも5歳児の子どもがおり、とても考えさせられるアンケートだった。周りの母親たちにも働きたいという方が沢山いる。その中には、保育園に入れず待機中だという方もいる。保育園に入れることが決まっても仕事を見つける期間が短いようで、本人が希望する仕事に就けないということもあるようだ。働きたいと思う母親は、今後ますます増えていくと思う。基準を改める以前に、待機児を減らすことをすすめてほしい。
- 42 . 今まででは多分玉虫色で決まっていたこともあったと思われる入所基準が、具体的にポイント制にしたことはよいことだと思う。ただどこで線引きをするかが難しいケースもあると思うので、これからの課題も大きいのではないだろうか。
- 43 . 保育所は認可保育所のこと。運営費は都と市の加算が多く経費は市が支払っている。一部を保育料として保護者負担。平均で園児一人当たり7倍の150万円の経費がかかる。運営費と経費等で市民の税金が使われていることを考え、保護者の負担は少ない。応能負担でも少ない。保護者父と母が1日7~8時間週5日の常勤者の保育料は高くてもよい。また、2人目の児童50%・3人目10%をなくして現基準額を使用する。他の認証保育所・こども園・保育ママ等を利用する。幼稚園に入って頑張っている家庭も多くあり、適正かつ公平を期することと統一性を確保するのであればよいと思う。
- 44 . 家庭個人の事情が多々あるなかで、市の財政費用も相当かかると思う。保育園が不足し、子育てに手当てや多方面で支援もされているが、以前我々の時代には、駅にはエレベーター設置もなく、外出するにも何かと大変だった。今は恵まれていると思う。

多摩市の方である保育園の中に「一時保育」があって、短時間労働の子どもが週2～3日預かってもらい、空きがあればその園へ入所できることに。また、市内の幼稚園へ空いているスペースに一時保育コーナーを設けてみては（協力して頂く）どうだろうか。

入所の基準は規則をつくり、その中で理解をしてもらい進めていく方向でよいと思う。全ての意見には限界が感じられる。最後には子育てを他人任せではなく家庭でできることは家族で話し合いをしてみてもいい。

- 45 . 今回のアンケートは希望する人が多く、いろいろな選考基準を設けて対応している現状がよくわかる。しかし、選考基準のことを考えるより希望する方全員が入所できることが、住みやすいまち八王子を目指す方向だと思う。
- 46 . 少子化対策とも連動し、職場に保育施設があることがベストであり、そのような施設を持つ企業への優遇策およびある程度の従業員を抱える企業への義務としてはどうだろうか。
- 47 . アルバイト・パート・自営業等の基準については、調査等詳しく行なう必要があると思う。書類の上ではきちんと働いているのにそうではないということも考えられる。本当に困っている人も多い。子どもを安心して産み、育てるという環境ができれば、人口も増えることだろう。
- 48 . (1) 八王子市の保育所入所率は33.3%、26市中9位で高い方だが、入所希望乳幼児に対する割合はいくらなのか、資料1 H19.4.1現在の26市保育状況だけでは分からない。
- (2) 残りの66.7%の乳幼児はどうしているのだろうか。家庭でみられない。そのために親が働けないという実態はないのだろうか。
- (3) 働けないとすれば労働力のムダ、収入減。無認可（私設）保育所等に預ければ支出の増加で生活を圧迫することになる。
- (4) もっと多くの乳幼児を収容できるようにするためには、認可保育所（市立の）に対する補助金を少なくし、その分を無認可保育所にまわすようにしたらいかがか。
- 49 . この問題も大変難しいと思う。私の家でも25年も前に2人とも保育園にご厄介になり、夫婦で無我夢中で毎日を過ごした。今になるといい思い出だが、その時は一生懸命で民間の保育園へ預けている時期は金額も掛かり、市の保育園に入れた時は夫婦ともホッとした。
- 市の保育園に入り、園児の父母といろいろ話しているうち、同じ保育を受けていながら、保育料の差に驚いた。それぞれの家族にはそれぞれ色々あるだろうが、そこは割り切り利益者負担を前提として保育所選考基準の状況により選考すべきだと思う。選考は大変難しいと思うので参考になればと思う。

- 50 . いつでも必要な時に子どもを安心して保育園に預けられることは、親たちにとって一番の助けになる。そういうシステムが充実し向上しないと女性達は子どもを産むのをためらってしまうことだろう。大げさにいえば出産は日本の未来の為に  
もつながら、国としてきちんと整えなくてはならないと思う。  
昔と違い、家にこもってストレスを感じる育児より自分の能力を生かしながら仕事との両立を考える女性達が多くなっていると思う。新しい時代に即した対応を考え、出来れば企業にもバックアップしてもらい、道を切り開いてほしい。選考基準がほとんどなくなるのが理想である。
- 51 . 小学校・中学校の義務教育で、全員が入学できるのだから保育園も全員が入れるようにすべきではないだろうか。私立小学校・中学校があるように、余裕のある人は私立幼稚園なり保育園に入ればよいのが、一般家庭の人でも誰でも希望すれば入れる保育園がほしいものである。少子化対策の一つでもよいのではないか。
- 52 . 少子化が大きな問題になっている昨今、入所基準はできるだけハードルを下げ  
る方向で検討をしてもらいたい。このアンケートだと、どうも時代に逆行している  
(ハードルを上げる方向で見直しが検討されている)ような感じがする。
- 53 . 少子化の時代なので、すべての子どもが通えるよう予算を増やす努力をすべき。
- 54 . 保育園はフルタイムの仕事の人が優先だと思っていたが、今回のアンケートで初  
めてアルバイト・パートレベルで、週3日・1日4時間以上で入園できるのだと  
知った。ただ、保育園にしても学童保育にしても、仕事が決まってからでない  
と手続ができず、新しく仕事を探して働きたい人には入園するのが難しい。現状  
を改善してもらいたい。
- 55 . どんな人にも小さい頃から、様々な社会的教育の機会を与えられるのは当然のこ  
とだと思う。また、ごく一部のご家庭を除き、共働きが当たり前の社会になって  
いる以上、できるだけ多くの子どもを保育園に受け入れる必要があると思う。保  
育園の数が子どもの入園希望者にマッチするよう、できるだけ行政がイニシアチ  
ブをとって、調整を行ってもらいたい。
- 56 . どのような精緻な基準を作成しても、皆が納得することはないと思う。決定プロ  
セスをいくつでも開示できるようにしておく必要がある。
- 57 . 現行の就労要件に関していえば、週3日4時間以上とのことだが、子どもを預け  
てまで働く必要性があるのであれば、もっと働いているはずなので、もっと厳し  
くしてもよいと思う。ただ上記と反するようだが、将来的には選考基準はもっと  
下がるのがよいと思っている。子どもを預けられれば、働く人は働きやすくなる  
し、働いていない人でも子どもを預けて自分の時間が確保できれば、子育てにメリ  
ハリが付いてより充実した生活ができると思う。市民の幸せな生活につながる  
と思う。なので、現状のなかでのやりくりと平行して、将来的にはどのような方  
向に持っていくのか、ビジョンを立ててほしい。

58. 必要に迫られている家庭が第一入所であるべきだと思う。しかしながら、国レベルで考えると子どもの数が減少しているのは確かであり、なるべく子育てが楽であることが望ましいので、選考などせずいつでも入所可能であるべき。無認可保育園にもレベル向上のために支援をするべきなのではないだろうか。市と個人の負担が楽になることを期待する。
59. 私はまだ結婚していないので、当然子どももおらず、保育園の入園選考基準がこんなに厳しいということはあまり知らなかった。少子化が進む中でも入園制限があるというのは、驚きだった。私は将来、仕事をしながら育児をしたいと考えているので、今回のモニターの意見を参考にして、保育園の入園選考基準が改められればよいと思う。
60. 入所基準の大前提はいかにしたら、均等且つ公平な保育がなされるかだ。その反面、保育には負担が伴う。特に保護者には、家計の出費増加、また就労の困難さから生じる収入の減少等の経済的負担、保護者の時間的・精神的・肉体的等の負担があり、この負担は決して避けては通れず、行政として、保護者としての自覚がまず必要。
- この自覚の上に立って公平な負担ということになるが、同じ程度でも、その人の環境・状態によってその生活にかかる度合いが人それぞれ違う。そこで経済的・時間的・精神的・肉体的等に分け、それぞれの項目が環境・境遇により生活の圧迫度とどのような関わりがあるのか分析検討をし、係数化できないものだろうか。
61. 基本的には、八王子市をはじめ、その他の市でもきめ細かくポイント制で実施しているが、随時見直しをして推進していけばよいと思われる。しかし現在、大きな社会問題となっている少子高齢化を考慮すれば、日本の将来にとって積極的に子育て支援をしていく環境を整えていく時である。
- 保護者が安心して働け、子育てしていけるよう、子どもが2人以上の世帯をできる限り優先してもよいと思う。保育料の多子軽減制度が適用されているが、入所選考に際しては、2人以上の子を持つ入所希望者には、ポイントを手厚くすべきである。また、待機児が一定期間を経過しても入所できない時は、やむを得ず民間の保育所に入所した場合、差額の経費の一部を、国や市が負担する制度を提言する。
62. 入所希望者側、受け入れ側に多岐にわたる問題や障害があることを今回初めて認識し、関係者のご苦勞には頭のさがる思いを持った。現行選考基準ではよい解決策はないと思うが、
- (1) 受け入れ能力を安易に増やすだけでは依存心が増えるだけに終わるが、善意で本当に困っている人のためには受け入れ体制を増強して優先してあげる必要はある。

(2) 今こそ、元気な高齢者で無職無収入で在宅者で生き甲斐を求めている人も多い。広報で正式に呼びかけ施設に来てもらい活用するのの一方法では。

(3) 離婚増や親の勝手な行動を防ぐことになるとも思われませんが、保育園の入所現状を広報で毎年知らせ認識させる必要もある。

63. 正社員とアルバイト・パートの格差について、例えば出産の場合、正社員の場合は育児休暇もあり、産後、職場復帰も可能で恵まれた環境にある。それに比べ、アルバイト・パートの場合、収入も減少し求職活動中も子どもを見てもらう場所もなくスムーズにいかない。本当に子育て支援を望んでいる事情のあるアルバイト・パートたちに比べ、収入も多く保育園を利用(公共)しなくてもやっていける人達が、優先ポイント上で入れる。少子化が問題となる昨今、より必要としている弱者優先で(シングルマザー等)選考基準もケースバイケースで柔軟な受け入れで安心して子育てができるよう、お手伝いしてあげてほしい。

64. 子どもを大切にしない国や都市は衰退する。特に幼児の保育は、一人の人間形成、人格完成にとって重要なことである。保育園の入所希望者で、待機中の児童が4月1日現在、331人もいるということは憂うべきことである。市としては、早急に解消策を検討せねばならない。

入所選考基準の見直しは今の状況では、こちらを立てればあちらが立たずで限界がある。もちろん、保育園や入所者数を増やすことは、市の財政にとって大きな負担となるので一挙にできることではない。しかし、本当に必要で重要なことなのだから、少子化対策としても、ある程度の負担増はやむを得ない。但し、前提としては、運営費の徹底的な見直し、高額所得者の保育料増額が必須項目である。

65. 現在シングルマザーが増えている。そういう人を応援してあげれば少子化対策になると思う。

66. 保育園は、できれば希望する人が全員入所できることが望ましい。できれば保育士の数も増やしてほしい。少子化が叫ばれている中、少しでも環境を整える意味で、全市的に特別なチームをつくる。出産予約に備えるべく、少し余剰の保育士を確保して、普段は各保育園へ応援をして、いざ出産のときには即予約に対応できるようにする制度を考えてもらいたい。保育園は国の未来がかかっているので対応をお願いする。

67. 個人的には保育園を利用したことがないので分からない点が多いのだが、小さい子を抱えて保護者が病気になった時は、保育園の必要性はとりわけ高いと思う。妊娠中のトラブルで、突然入院することになり、絶対安静と医師から指示が出たりすることも珍しくないと聞く。近くに頼れる人がいない場合、この様な状況の保護者には保育園が優先的に助けてあげればと思う。また、経済的理由で緊急性が高い場合(一家の大黒柱であること)も速やかに対応されればと願う。

68. 保育所を利用したいと思う保護者に対し、市は平等でなければならないと思う。思い切った考えではあるが、フルタイムで働く人もパートで働く人も介護をする人も自営の手伝いをする人も、みな平等であると思う。それならばどんな方法でと問われたら、具体的な答えを提案できないが、ある程度どのくらい保育に欠けているかを文書に書いてもらったり、面談したりすることも必要かと思う。あくまでも意見だが検討をお願いしたい。一つの意見として参考にしてほしい。
69. 障害児を持つ家庭は育児に特別の配慮が必要。健常児との交わりも大切だし、保育士特別訓練も必要。障害児専用の保育園を設置し、救済の道を開くべき。人間は平等に愛を受ける権利があることを知ってほしい。
70. 法律そのものの内容が分からないので、意見をいいにくいけど定員などもっと柔軟に対応するべきだといつも思っている。何もかも規約で規制するため、このような問題が発生する。園長の判断権限をもっと大きくし、園長の責任でもっとのびのび運営してほしいと思う。
71. 我が子は発達の遅れを持ち、専門家に生活体験のできる保育園を勧められたが、職が持てる状態ではなく無理だった。認定こども園もでき、ほとんどの幼児が園生活を送る昨今、改革するとしたら、入所選考基準ではなくて、保育に欠ける子のためという保育園の定義そのものではないか。育児方針で保護者が選べるように、幼稚園も保育園もそれぞれの持ち味を生かしながら柔軟に内容や受け入れの幅を広げてほしい。また、幼稚園との保育料の設定の違いにも不公平を感じる。
72. 年々、小さいクラスの待機児童が増えていることに驚いた。(私の子どもの通う園でも0歳児でも途中入園が厳しくなっているようだということは聞いていたが)市の職員も大変だと思う。それぞれ事情はあるし、色々意見もあるだろうが、現状の選考方法が限界ではないだろうか。私はこの方法で十分だと思う。私はフルタイムで勤務している。保育園に子どもを入れてみて、周りの方がパート勤務であることが多いのに驚いた。フルタイムだと「すごいね～」などといわれてしまう。中には「本当に保育園に入れる必要があるのか」と思ってしまうような勤務状況の方がいるのも現状。フルタイムだから優先されるべきとは思わないが、本当に保育園を必要としている方が利用しやすいようになってほしいと思う。(11月に第3子が生まれる予定なので今現在、いつから仕事に復帰しようか、いつ保育園の申請を出すべきか迷っている真っ最中。資料も大変参考になった。)それから、子育て支援課の職員は窓口も電話もいつも対応がよく、とても素晴らしいと思う。一度、夕方の5時以降に電話したことがあるが、そのときもきちんと話を聞いてもらい、大変有り難かった。

73. 昔は専業主婦が家庭で子育てして、共働きの家庭を支えるために保育園の入所基準があったと理解している。しかし、現在では母子家庭や低所得の家庭・障害児を抱えている家庭など、家庭のあり方や働き方も多様化している。現状に合わせた入所選考基準の見直しが必要だと思う。
74. まず、『保育園に入所できる就労要件の最低ラインは、週3日、1日4時間』は緩いと思う。この要件だと、私立幼稚園でも十分に就労できる。また、多子軽減制度などは所得制限を設けてもよいのではないか。私立幼稚園では、兄弟割引がない園もあり、兄弟で入園した場合、多額の保育料を負担している。補助金も保育園に比べ、ほんのわずかである。それからみれば、保育園は国や市から多額の運営費が出ているのだから、兄弟別々の園だとか、それくらいの不便はいたしかたないと思う。すべての立場の入所希望者に有利にということよりも、本当に経済的に困窮している人、事情があって保育が出来ない人、就労時間の長い仕事に就いている人に行き渡ってもらいたいと思う。
75. 保育園の運営にそんなにお金がかかるのかと驚いた。もっと保護者の方に、負担してもらってもよいのではないか。また、今はフルタイムで働く人より、短時間のパートの方が多いのでは。正社員の方と同じ指数とはいかなくても、もう少しあげてもよいと思う。
76. 障害児の入所枠について、各園の体制や規模にもよるが、市が補助保育士への補助金等をしっかり出してくれれば保育士もクラス運営への不安が減り、ともに健やかに子ども達が過ごせる場がもてると思う。  
今、小学校での特別支援が多くの学校で行われているが、保育園においてその前提ができていれば、入学後子ども自身も学校自体もよりスムーズに動いていけると思う。市の発達相談などは多くなされているので園への障害児担当保育士補助金を確実にしてもらい各園が受け入れられるとよい。子育ての大切さは未来へつながる大切なことだと思うので。
77. 個別相談や面談をしっかり実施して、本当に保育園を必要としている家庭が、入所できるようにしてほしい。
78. 様々な課題があり、すべてを一気に解決することはできないと思うが、子育て支援という大きな目標のために、全ての要望を叶えることはできなくても、それぞれの家族の声をずっと聞き続けていく姿勢が大事だと思う。
79. 市と民間とで80~90%充足できるようにもっていければよいのではないか。(2重登録などもあるとして)民間施設との分担比率に関する目標管理を行って、施設の拡充計画を立案すべきだと思う。それらに関するデータ、設問が足りないのではないか。市の施設への利用はそれを必要としている家庭環境を如何に正しく補足出来るかにかかっている。どんどん見直しをしながら実像を補足できるように改定して欲しい。



- 80 . 物価上昇の折、保育園も市立を希望する世帯が多くなるだろう。私立の保育園を増やす為、国としても助成金を増やし親の負担を軽くしてあげられないだろうか。働くお母さんが増えることで、納税者も増えればその分保育園の予算に回してほしい。
- このことが、きちんとできないと少子化問題の解決はできないし、さらに少子化は進むように思う。お母さんが安心して働ける社会をつくることは、高齢化する社会を救っていける唯一の方法だと思う。いい循環ができるには、最初にしなければいけないのが、教育、なかならず、保育園に安価で預けられて、よい先生、よい環境に恵まれることである。入所選考をしなくても皆が入所できればよい。
- 81 . 選考基準とあるが、入所の最終決断をするのは市なのか園なのか。他県ではあるが知り合い保育士に頼めば優先的に園に入れるいわゆる裏口が実際あるのは知っている。なんとかならないのかとイラ立ちを感じる。入所選考などの基準は納得できると思うが、本当に平等に選考が行われているのだろうかと不安を感じる。働きたいのに働けない・・・本当に住みにくい世の中だ。
- 82 . パートタイマーで入所要件ギリギリの方とフルタイムの方では、入園の必要度は大きく違うのは明らかである。一番に優先するのはその必要度がポイント制で比べられるというものでよいと思う。やはり基本的には、そのポイントが同点だった場合の問題ではないかと思う。勤務先が遠く、都内まで通勤している等でのポイントも加算してもよいのではないだろうか。もう少し同ポイントになって悩まないように、ポイントを細かく設定してみたらどうか。

## 保育所入所基準についてのアンケートにあたっての基礎情報

### 1. 保育所とは？

いわゆる認可保育所のこと。児童福祉法に位置づけられている児童福祉施設で、保護者が仕事をしている等により家庭での保育に欠ける児童を預かる施設。運営は区市町村の責務とされています。

八王子市の保育所数 82 入所児童数 9,074 人 (H20.4.1 現在)

乳幼児人口 27,326 人 保育所入所率 33.3% (多摩 26 市でも多い方です)

**資料 1** 参照

乳幼児の保育施設としては、他に認証保育所、認定こども園、家庭福祉員(保育ママ)があります。これらは、全て保護者と施設との直接契約で利用できます。ただし、保育料は一般に認可保育所より割高といえます。

### 2. 入所の申し込みと決定

保護者は区市町村に入所の申し込み(希望園は記載)を行い、各自治体は、それぞれが定める入所選考基準により、入所の優先順位を決めて入所の承諾、不承諾を決定します。

### 3. 保育所の運営費

保育所を運営する経費は、各保育所に市から支払っています。この総額と負担割合、児童の年齢による経費等は **資料 2** のとおり

保育所の運営には、公費(税)が多く投入されています。

特に東京の保育所は運営費に都と区市町の加算が多く(他の道府県に比べて)保育の水準は高いといえます。

### 4. 保育料

保育所の運営にかかる経費の一部を保育料として、保護者に負担してもらっています。

保育料は、所得に応じた応能負担になっており、金額は、月額 0 円から 52,500 円まで 26 段階 **資料 3** に設定しています。平均で月額 約 1 万 6 千円(年 20 万円弱)

園児ひとり当たりの経費は、全年齢平均で 年 150 万円

保護者の負担割合は少ない(0~2 歳児の場合特に公費負担が大きい)といえます。

東京都の自治体の保育料は全国的にも最低水準です。

5. 保育所の運営体制等

保育所の保育室面積、保育士数は、法令で基準が定めされており、これを無視して（面積不足、保育士不足はダメ）入所させることはできません。

6. 入所できない児童（待機児）の状況

**資料4** のとおり、乳幼児人口は減少傾向ですが、入所を希望する人の割合が高くなっています。また、待機児数は自治体の規模に関係なく順位が付けられています。入所率も比較してもいいはず（本市の主張）

7. 入所児童の保護者の状況

保護者は必ずしも1日7～8時間、週5日の常勤者ばかりではなく、短時間の仕事や週3～4日程度の仕事の人もあります。

8. 現在の入所選考基準について

**別紙1**、八王子市保育所入所事務実施要領（以下「要領」という。） **別紙2**「保育所入所選考基準表」は基本的に他の自治体も大差ありません。

家庭での保育に欠ける状況をポイント化しています。仕事の場合は週5日以上、1日7時間以上で最高点の10点となります。このポイントの他に **別紙3**「保育所入所選考基準指数調整表」（以下指数調整表）という）があり、ポイントに加点、減点を行います。この結果、12点でも13点でも最高点は10点で打ち切りになります。同じ保育園の入所希望者が同点の場合、要領3.入所の承諾（2）選考指数の適用により、優先順位をつけて承諾者を決定しています。

例を挙げますと、ある保育園の0歳児入園を希望する人がA、B2人いて、入所できる人数が1人の場合、要領3.(2)アにより、Aが、第1希望でBが第2希望の場合、第1希望のAで決定します。両者とも第1希望の場合、その次のイをチェックしてBが、上の子とその園に在園中でAが兄弟の在園児はいない場合は、Bで決定します。イで決まらない場合は、さらにウ.以下で比較していきます。

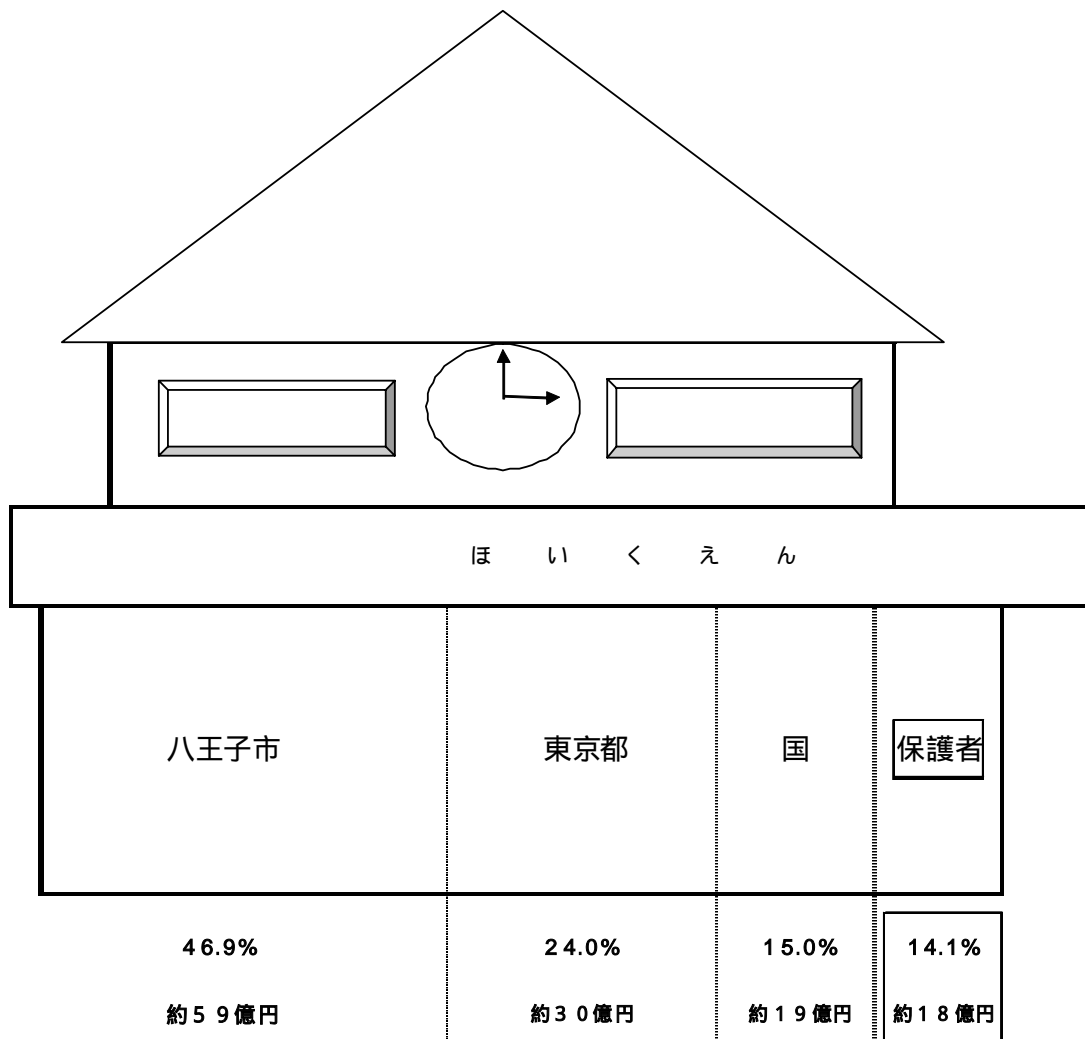
各自治体の選考基準で異なるのは、指数調整表の部分です。ここで保護者の状況をより細かく加点している自治体はあります。また、同点の場合の優先順位のつけ方も自治体により若干異なる部分です。

## H19.4.1現在の26市保育状況

## 資料1

乳幼児 全体の 順位	0～2歳 児の順 位	3～5歳 児の順 位	市名(乳幼児全 体の順位)	乳幼児全体 の入所率%	0～2歳児の 入所率%	3～5歳児の 入所率%	人 口 (19.1.1)	乳幼児人口 (19.4.1)	人口に占 める乳幼 児の割 合%	乳幼児 の割合 順位
1	2	1	青梅市	44.56	32.57	55.47	140,372	7,035	5.01	17
2	1	2	武蔵村山市	44.25	33.74	53.85	68,829	4,099	5.96	2
3	3	4	昭島市	42.18	32.53	51.27	112,568	5,868	5.21	10
4	4	3	福生市	40.21	28.46	51.49	61,221	3,086	5.04	15
5	5	5	羽村市	37.02	27.73	45.43	57,445	3,277	5.70	3
6	6	7	東大和市	36.04	27.52	44.25	81,739	4,559	5.58	5
7	8	6	あきる野市	35.76	26.25	44.79	80,803	4,435	5.49	6
8	9	8	立川市	33.35	25.49	41.08	174,605	9,094	5.21	10
9	11	9	八王子市	33.26	24.38	40.89	548,746	27,133	4.94	19
10	7	11	多摩市	32.41	26.64	37.88	144,323	7,026	4.87	20
11	12	10	国立市	32.08	24.01	39.33	73,740	3,420	4.64	23
12	10	12	稲城市	29.92	24.55	35.02	79,461	5,016	6.31	1
13	14	13	日野市	28.13	22.26	33.80	174,069	9,390	5.39	7
14	13	14	清瀬市	27.46	22.51	32.11	73,528	3,893	5.29	9
15	15	16	東久留米市	26.16	20.88	30.83	115,996	5,741	4.95	18
16	16	15	府中市	25.68	20.23	30.96	242,584	13,725	5.66	4
17	21	17	狛江市	24.63	18.06	31.32	76,895	3,544	4.61	24
18	17	20	小金井市	23.67	19.11	28.06	112,030	5,133	4.58	25
19	19	19	調布市	23.53	18.93	28.14	213,800	10,994	5.14	12
20	22	18	東村山市	23.31	17.88	28.44	147,411	7,409	5.03	16
21	18	22	武蔵野市	23.21	19.03	27.38	136,463	5,596	4.10	26
22	20	21	三鷹市	23.06	18.54	27.67	175,035	8,312	4.75	22
23	24	23	西東京市	22.15	17.13	26.94	192,044	9,871	5.14	12
24	23	26	町田市	20.87	17.51	23.81	413,176	22,076	5.34	8
25	25	25	小平市	20.13	15.92	24.16	181,560	9,278	5.11	14
26	26	24	国分寺市	20.10	15.42	24.61	115,941	5,548	4.79	21

保育園の運営には多額の経費がかかっています。  
その負担割合を下図に示しました



八王子市の保育園の運営費は1年間で約126億円（平成18年度）  
かかっており、入所児童の増加で年々増えています。

### 年齢別の運営費

園児一人当たりに対して下に示した経費がかかります。

0歳児	年間	約368万	（月額	約307,000円）
1歳児	年間	約175万	（月額	約146,000円）
2歳児	年間	約154万	（月額	約128,000円）
3歳児	年間	約89万	（月額	約74,000円）
4歳児以上	年間	約82万	（月額	約68,000円）

## 平成20年度八王子市保育運営費負担金(保育料)基準額表

区 分		保育料月額(基準額)(円)			
		3歳未満児	3歳以上児		
	1	生活保護世帯	0	0	
19年分所得税 非課税世帯	2	19年度市民税	非課税世帯	0	0
	3		均等割のみ	6,400	5,900
	4		所得割11,000円未満	6,700	6,300
	5		所得割11,000円以上	7,100	6,700
19年分所得税課税世帯	6	19年分所得税額 100~3,000円未満	8,700	8,200	
	7	" 3,000~7,000円未満	9,700	9,600	
	8	" 7,000~13,000円未満	10,700	10,400	
	9	" 13,000~19,000円未満	11,700	11,500	
	10	" 19,000~38,000円未満	14,100	12,600	
	11	" 38,000~57,000円未満	17,400	14,100	
	12	" 57,000~75,000円未満	20,700	15,700	
	13	" 75,000~94,000円未満	23,300	17,100	
	14	" 94,000~129,000円未満	25,500	18,800	
	15	" 129,000~166,000円未満	27,500	20,400	
	16	" 166,000~203,000円未満	29,400	23,100	
	17	" 203,000~241,000円未満	32,000	25,400	
	18	" 241,000~279,000円未満	34,600	26,700	
	19	" 279,000~316,000円未満	36,500	27,500	
	20	" 316,000~353,000円未満	39,200	27,600	
	21	" 353,000~391,000円未満	41,700	27,700	
	22	" 391,000~429,000円未満	43,900	27,800	
23	" 429,000~466,000円未満	46,200	27,900		
24	" 466,000~528,000円未満	48,300	28,000		
25	" 528,000~591,000円未満	50,400	28,100		
26	" 591,000円以上	52,500	28,200		

平成19年から税制改正(定率減税の廃止、所得税から住民税へ税源移譲)が行われ、19年分所得税額の計算方法が変更したことにより、所得税保育料区分の所得税額を変更し、保育料基準額表の改定を行いました。

## 1. 平成20年度保育料の決定方法

保育料は各世帯(父母または祖父母等)の平成19年分所得税が課税されている場合は「6~26区分」、19年分所得税額が非課税(0円)の場合は前年度(平成19年度)の市民税額により「2~5区分」、生活保護中の場合は「1区分」となります。

ただし、保育料の算定では、住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税控除を受けている方は、控除を受けていないものとして算定することとなっておりますので、源泉徴収税額が0円となっても、所得税課税世帯となる場合があります。

## 2. 所得税額の確認

平成19年分源泉徴収票の場合は「源泉徴収税額」欄が所得税額となりますが、住宅借入金特別控除を受けている場合や確定申告を行われた場合は、裏面の計算式で算出した所得税額となります。

## 3. 保育料の多子軽減

同一世帯で二人以上の児童が保育園に在園している場合、保育料の額は、最年長児童が基準額、次の児童が基準額の50%、3人目以降の児童が10%となります(異なる認可保育園でも対象となります)。保育料基準額は3歳以上児と未満児で異なります。最年長児童の保育料の50%や10%とは限りません。

計算例 所得税額 68,000円の世帯の児童3人(5歳児Aちゃん、3歳児Bちゃん、1歳児Cちゃん)が保育園に在籍している場合、Aちゃんの保育料は12区分の3歳以上児で15,700円、Bちゃんの保育料は基

兄弟が幼稚園や認定こども園に在園している世帯も、多子軽減が適用となります。年齢の低い児童が保育園に在園児であれば、二人目は保育料基準額の50%、三人目は保育料基準額の10%となります。ただし、兄弟姉妹が保育園のみに在園している場合と異なり、幼稚園と保育園、認定子ども園と保育園などの場合の多子軽減の適用には、申請手続きが必要となりますので、子育て支援課保育入所・徴収担当(042-620-7369)へお問い合わせください。

待機児の状況

資料4

0歳児人口 (各年度4月1日現在)

年 度	15	16	17	18	19	20
人 口	4,204	4,182	4,211	4,003	4,245	4,270

市内認可保育園の受入れ状況等の推移

	未就学児(0-5歳)	増減(前年度比)	定員増	増減(前年度比)	在籍児童数	増減(前年度比)
平成15年4月1日	27,782		8,628		8,628	
平成16年4月1日	27,946	164	8,658	30	8,749	121
平成17年4月1日	27,799	-147	8,658	0	8,837	88
平成18年4月1日	27,390	-409	8,712	54	8,907	70
平成19年4月1日	27,133	-257	8,812	100	9,032	125
平成20年4月1日	27,326	196	8,825	13	9,073	41

認可保育園の申込者数と待機児童数の推移

	申込者数	増減(前年度比)	機児童数(新定)	増減(前年度比)	入所希望率	前年度からの増
平成15年4月1日	2,691		247		31.95%	
平成16年4月1日	2,609	-82	264	17	32.25%	0.31%
平成17年4月1日	2,920	311	288	24	32.82%	0.57%
平成18年4月1日	2,989	69	320	32	33.69%	0.86%
平成19年4月1日	3,184	195	336	16	34.53%	0.84%
平成20年4月1日	3,136	-48	331	-5	34.41%	-0.12%
						平均0.49%

クラス年齢別待機児童数の推移

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
平成15年4月1日	17	83	72	52	17	6	247
平成16年4月1日	14	89	91	44	15	11	264
平成17年4月1日	12	100	72	76	21	7	288
平成18年4月1日	19	123	87	57	24	10	320
平成19年4月1日	26	138	105	53	6	8	336
平成20年4月1日	42	161	92	24	7	5	331

## 八王子市保育所入所事務実施要領

### 1. 目的

この要領は、児童福祉法第 24 条の規定に基づく保育の実施に関し、申込手続その他保育所への入所事務について必要な事項を定め、児童の入所承諾に当たり、適正かつ公平を期するとともに、本市における保育所入所事務の統一性を確保することを目的とする。

### 2. 申込手続

入所の申込に当たっては、原則として保護者は八王子市福祉事務所長（以下「福祉事務所長」という。）に対し、「保育園入園申込書（第 1 号様式）」、「家族状況票（第 1 号様式の 2）」及び「課税状況調査等同意書兼所得申告書（第 3 号様式）」並びにこれに係る所得税・市民税の資料等及び必要に応じて下記に定める書類を指定した期日までに提出しなければならない。なお、この場合において、保育所は提出を代行することができる。

(1) 「在職（内定）証明書（第 2 号様式）」

(2) 母子手帳（写）

(3) 障害者手帳又は愛の手帳（写）

(4) 診断書

(5) 受託証明書又は受託契約書（写）

当該児童の保護者が就労等している場合の児童状況について、当該児童を保育している保育施設等が発行する保育を受託している証明書等

(6) その他

緊急を要する入所の場合等で、これらの書類を指定した期日までに提出できない場合は、申込を行ったうえで後日提出することができる。この場合においても保育所は、提出を代行することができる。

### 3. 入所の承諾

(1) 選考会議

入所の承諾に当たっては、「八王子市保育の実施基準条例」に照らし、その児童が真に保育に欠けるか否かを実状調査により確認し、保育の実施を前項の規定に基づいて選考会議で厳正に行う。なお、入所の承諾は本市民（転入予定者を含む。）を優先する。



## (2) 選考指数の適用

入所の承諾をする際、保育の実施を必要とする度合いの認定は、原則として前項（申込手続）に規定する「入所を希望する月の指定した期日」を基準日として、保育所入所選考基準表（別表1）による選考基準指数に、保育所入所選考基準指数調整表（別表2）による調整指数を加除して得た「選考指数」を適用して行う。

ここでいう調整指数とは、児童の保護者の他に、同居の親族の状況に応じて、保育の実施を必要とする度合いをより正確に把握するための指数である。

また、前項の（1）から（5）までの書類が指定した期日までに提出されず、保育に欠ける状況が確認できない場合には、求職中と同等の指数として取り扱うこととする。

なお、選考指数同位の場合は、次に掲げる項目の順に承諾者を決定する。

ア．希望順位の高い順

イ．兄弟姉妹が希望の保育園に在園

ウ．両親とも不存在

エ．次に掲げる事項の順

疾病及び障害者

出産

介護

居宅外労働で健康保険等の社会保険加入有り（健康保険等の被保険者等）

居宅外労働で健康保険等の社会保険加入無し（健康保険等の被扶養者等）

居宅内労働

不存在以外の市長の特例

オ．ひとり親家庭

カ．上記アからオまでにおいても決定できない場合は、次の事項による。

前項エの 及び については、指数10の場合は、産休明け又は育休明け若しくは認可外施設等に預けている者で受託証明書または受託契約書を提出しているものを優先とし、更に同位の場合は通勤時間の長い順により決定する。なお、認可外施設等とは、市内の認可保育園以外の全ての有償保育施設（東京都認証保育所、認可外保育所、有償の企業内託児所、家庭福祉員）及び2歳クラスまでを受託している認可保育園又は市外の認可保育園等を指す。

指数9以下の場合は、就労日数及び就労時間を加味して保育に欠ける時間が長い者を優先とし、同位の場合は産休明け又は育休明け若しくは認可外施設等に預けている者、更に同位の場合は通勤時間の長い順に決定する。

前項エの は、自営中心者を優先とする。

前項エの は、技能習得又は同居外親族介護、求職内定、求職中の順とする。ただし、その他については状況により選考会議にて調整のうえ決定する。

キ．前項力までの規定によっても決定できない場合は、前年分の所得を比較し所得の低い者。前年分で比較できない場合は前々年分、前々前年分の順で比較する。

「前々前年分所得」までで決定できない場合は、未就学児童の多い世帯とし、同一の場合は小学3年生以下の児童の多い世帯とし、同一の場合は小学3年生以下の児童の平均年齢の低い世帯の順とする。決定できない場合は、「市内に65歳未満で養育可能の祖父又は祖母のいない世帯。」の順とする。

ク．災害の場合は、その状況により判断する。

### (3) 承諾の通知

選考後、保護者には「保育園入園承諾書(第5号様式)」を、保育所には「保育園入園承諾書」の写し又は「入園承諾者通知書(第6号様式)」を送付する。ただし、入園日までに特別な理由がなく保育料決定に係る税書類の提出がなかった場合又は口座振替手続きを完了しなかった場合は、入園決定の取り消し又は保育の実施を解除することができる。また、児童の世帯に保育運営費負担金の滞納がある場合は、指定した期日までに全額納付又は納付誓約書の提出がないときは、承諾を取り消すことができる。

## 4. 保育の実施期間

### (1) 通常の実施期間

保育の実施期間(以下「実施期間」という。)については、保育の実施を開始した月から就学始期までの範囲で、その世帯の状況に応じて定めるものとする。

### (2) 実施期限の特例

#### ア．求職の場合の実施期間

原則として1か月とし、やむを得ない特別な事情がある場合は、その期間を1か月更新することができる。ただし、更新した月の15日までに在職証明書の提出がない場合は、次項の規定により保育の実施を解除する。

#### イ．出産の場合の実施期間

出産予定月の前後2か月ずつの計5か月以内とする。原則として、実施期間の満了をもって解除する。

#### ウ．介護の場合の実施期間

介護要件消滅までの期間とする。

#### エ．疾病の場合の実施期間

治癒までの期間とする。

オ．その他、特に必要と認める者の実施期間については、実地調査等を行ったうえで福祉事務所長が決定する。

## 5. 保育の実施期間中の取り扱い

在園している児童の保護者は、世帯状況に変更があった場合には福祉事務所長の指定する書類を提出しなければならない。また、福祉事務所長は、保護者に対し家庭状況把握のために必要な書類の提示又は提出を求めることができる。提示又は提出されない場合、若しくは保育に欠ける状態と認められない場合には保育の実施を解除することができる。

保育の実施が必要と認定できる主たる保護者の「保育に欠ける状態」とは、保育所継続実施基準表（別表3）（以下「実施基準表」という。）に規定する。

## 6. 継続の手続

- (1) 現に在園している児童が翌年度も引き続き、保育の実施を希望する場合は、世帯状況を把握するために「家庭状況調査書（第7号様式）」並びに「家庭で保育できない状況のわかる書類」及び「保育料決定に必要な所得税・市民税の資料等」を指定した期日までに提出しなければならない。この場合、保育所は提出を代行することができる。期限までに家庭状況調査書その他必要書類等が提出されない場合、又は実施基準表に規定する「保育に欠ける状態」と認められない場合は保育の実施を解除することができる。
- (2) 翌年度も引き続き継続を希望する児童の世帯に保育運営費負担金の滞納がある場合には、保育の実施を解除することができる。ただし、指定する期日までに全額納付又は未納保育料の納付誓約書の提出があった場合は、この限りではない。

## 7. 長期欠席の取り扱い

- (1) 在園中の児童が自己都合により1か月以上通園しない場合又は通園日数が著しく少ない月が続いた場合は保育の実施を解除することができる。
- (2) 在園中の児童が保護者の里帰り出産により通園できないときは、2か月未満に限り長期欠席を認めることができる。
- (3) 在園中の児童が病気等により入院・自宅療養等が必要のため通園できないときは、保護者は通園できない理由のわかる書類（診断書等）を提出しなければならない。福祉事務所長は提出のあった書類を審査し、やむを得ないと認めたときに限り原則2か月未満に限り長期欠席を認めることができる。
- (4) その他必要な事項は、福祉事務所長が決定する。

## 8. 保育の実施の解除

保護者が「退園届（第8号様式）」を提出した場合又は入所の承諾事由が消滅したときは、保育の実施を解除する。

また、保育の実施を解除する場合は、保護者及び保育所に対して「保育実施解除通知書（第9号様式、第10号様式）」を送付する。ただし、保護者が退園届を提出した場合は、保護者への保育実施解除通知書の送付を必要としない。

## 9. 不承諾児童の取り扱い

新規に申込をした者について、選考の結果、実施基準には達しているものの、保育所の受け入れ枠がなく、直ちに入所できない場合には、「保育園入園不承諾通知書（第11号様式）」により通知する。なお、提出された申込書等は、入園承諾の日又は不承諾決定の日から当該年度終了まで有効とする。

## 10. 情報提供

保育所への入所承諾、継続、解除、世帯状況の変動及び児童に関する保育の実施上必要な事項については、保護者からの同意を得たうえで、これらの情報を保育所へ情報提供することができる。

## 11. 附 則

この要領は、昭和63年4月1日入所に係る申請から適用する。

この要領は、平成8年4月1日入所に係る申請から適用する。

この要領は、平成10年4月1日入所に係る申請から適用する。

この要領は、平成14年4月1日入所に係る申請から適用する。

この要領は、平成15年4月1日入所に係る申請から適用する。

この要領は、平成16年4月1日入所に係る申請から適用する。

この要領は、平成17年4月1日入所に係る申請から適用する。

この要領は、平成18年4月1日入所に係る申請から適用する。

この要領は、平成19年4月1日入所に係る申請から適用する。

# 保育所入所選考基準表

別紙 2

別表 - 1

平成18年4月1日改定

区分	保 護 者 の 状 況				選考基準指数		
	類 型	番号	細 目				
A	居宅外労働 自営外勤	1	外勤	月20日以上 の就労	7時間以上の就労を常態とする 5時間以上7時間未満の就労を常態とする 4時間以上5時間未満の就労を常態とする	10 9 8	
				月16日 以上19日 以下の就労	7時間以上の就労を常態とする 5時間以上7時間未満の就労を常態とする 4時間以上5時間未満の就労を常態とする	9 8 7	
				月12日 以上15日 以下の就労	7時間以上の就労を常態とする 5時間以上7時間未満の就労を常態とする 4時間以上5時間未満の就労を常態とする	8 7 6	
				そ の 他	登録社員等として商品等の訪問販売、斡旋販売、請負販売等を行う業種は内職に準じ選考基準指数を認定する	6~8	
B	居宅内労働	2	自営	中心者	月20日以上7時間以上の就労を常態とする 月20日以上5時間以上7時間未満の就労を常態とする 月20日以上4時間以上5時間未満の就労を常態とする	9 8 7	
				協力者	月12日以上7時間以上の就労を常態とする 月12日以上5時間以上7時間未満の就労を常態とする 月12日以上4時間以上5時間未満の就労を常態とする	8 7 6	
					内職	月20日以上7時間以上の就労を常態とし、かつ月収5万円以上のもの 月20日以上5時間以上の就労を常態とし、かつ月収3万円以上のもの 月20日以上4時間以上の就労を常態とし、かつ月収3万円未満のもの	8 7 6
		3	妊娠・出産			切迫流産等で入院加療等が必要なもの 出産	10 9
			D	疾病・ 負傷		入 院	入院が1か月以上にわたると見込まれるもの 入院が1か月未満と見込まれるもの
					居宅療養		常時病臥 精神性・感染性の疾病と特殊疾病 一般療養（週3日以上）の通院を常態とする 一般療養（週1日～2日以上）の通院を常態とし自宅安静が必要） 一般療養（上記以外の一般療養で保育に欠けると認められる場合）
6	心身障害者	身障手帳1・2級該当者及び愛の手帳1・2度該当者 身障手帳3級該当者及び愛の手帳3・4度該当者 身障手帳4級該当者					10 8 6
		E	介 護	常時介護を必要とする場合、あるいは週5日以上施設通所付添等（身障手帳1・2級、愛の手帳1・2度、要介護4・5程度） 一部介護を必要とする場合、あるいは週3日以上施設通所付添等（身障手帳3級、愛の手帳3・4度、要介護2・3程度） 上記以外の介護（保育に欠けると認められる場合）		10 8 6	
				F	災 害	災害（火災・風水害・地震等）復旧に当たっているもの	10
G	市長による 特 例					9	不 存 在
		求 職 等	内定者で月20日以上7時間以上の就労を常態とし、かつ社会保険等加入予定のもの 上記以外の内定者 求職中のもの				8 6 5
			技 能 取 得 等	高校、専修学校、大学、大学院、職業訓練校、技能習得等で全日制の各種学校でへ在学しているもの 高校、専修学校、大学、大学院、職業訓練校、技能習得等の各種学校へ合格しているもの 通信教育及び上記学校等に該当しない教育機関	8 7 6		
				同居外親族介護	Eに準じ指数認定をする	6~10	
		そ の 他		前各号に掲げるものの他、保育に欠けると認められる場合等	5~10		

# 保育所入所選考基準指数調整表

別紙3

別表 - 2

類 型	番 号	細 目	調 整 指 数
全 体	1	ひとり親家庭等については調整指数(+)を計上する	+ 2
	2	生活保護の家庭については調整指数(+)を計上する	+ 1
	3	単身赴任の場合は調整指数(+)を計上する	+ 1
	4	就労3か月未満については調整指数(-)を計上する(内定者は除く)	- 1
	5	親族経営の会社等への勤務あるいは祖父母等親族及び勤務先などで保育可能状態である場合は調整指数(-)を計上する(有償施設の場合は除く)	- 1

## <取扱の注意>

1. 基準指数及び調整指数の基準日は、保育を希望する月の申込締切日とする。
2. 保護者とは、主に子どもを養育している者とする。この表においては原則として母親とし、家庭状況によっては父親とする。
3. 指数の最高は10、最低は5とする。ただし、A及びBの区分の指数については、最低は6とする。
4. ひとり親家庭で保護者が就労している場合の指数の最低は8とする。
5. 自営中心者とは、経営者をいう。(共同経営者を含む)ただし、被扶養者は除く。
6. 自営協力者とは、就労日数、就労時間等から自営中心者の補助的役割を担っていると認められる者とする。
7. 特殊疾病とは、国及び都の特定疾患として認定されているものをいう。
8. 介護については、診断書等により基準指数をつける。
9. 入所類型等が2項目以上に該当する場合は、基準指数の高いものとする。
10. 内職でそれぞれの細目にあてはまらない場合は、一つ下の細目の選考基準指数を適用する。その際、一つ下の細目にあてはまらない場合は、そのまた一つ下の細目の選考基準指数を適用する。
11. 在職証明書で「勤務日数」、「勤務時間」及び「月額賃金」等が、「申込み前6か月の支払い額」と著しく異なる場合は、「申込み前6か月の支払い額」の日数、賃金等を平均したもので基準指数をつける。
12. 別表 - 2 - 番号1のひとり親家庭等の中には、離婚調停中で別居中の者 父又は母が死亡や生死不明や拘禁・行方不明の者 父又は母が重度の障害を有する者(身障手帳1～2級程度及び愛の手帳1～2度程度) その他ひとり親家庭と同程度と認められるもの等を含む。ただし、単身赴任は含めない。
13. 13. 別表 - 2 - 番号4の就労3か月未満とは、基準日から3か月未満の間に就労を開始したものである。ただし、前職の退職日の翌日から起算して1か月以内に就労を開始している場合については、就労3か月未満の調整指数の適用はしない。
14. 14. 別表 - 2 - 番号5の親族経営の会社等への勤務については、通常、自営外勤を含めているが、雇用形態が社会保険加入の常勤社員・職員(社会保険の扶養範囲を超える就労を常態)と同程度と認められ、前年または前々年の所得税または住民税が課税されており、有償保育施設(認可保育所を含む)に預けているか育児休業法による育児休業を取得している場合、調整指数(-)は適用しない。なお、社会保険加入と同程度とは、本人の責によらず社会保険加入が義務付けられている事業所が加入を怠っている場合や社会保険加入が義務付けられていない事業所
15. 上記以外で特に調整指数が必要なものはこの限りではない。